

隣保館だより

4月号 No.501

つなごう手と手
築こう心の架橋を



[発行・編集]

令和5年4月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

「子ども食堂」って？

…地域の人との関わりの中で、
子どもたちにとって **安心して過ごせる居場所**に…

次ページは
**おいでよ、
子育てキャラバンへ！**

～みんなで子育て～
です

市内の「子ども食堂」の紹介

- ①三木地域 …NPOみんなの城
場所：中央公民館
日時：第1・2・3土曜日午後4時から
- ②別所地域 …べっしょなかよし食堂
場所：別所町公民館
日時：第1・3金曜日午後4時から
- ③自由が丘地域 …わくわく子ども食堂
場所：自由が丘中公園
わくわくステーション北館「わくわく食堂」
日時：毎週木曜日午後4時30分から
- ④緑が丘地域 …おおきなきこども食堂
場所：地域交流施設 みんなのひろば おおきなき
(緑が丘町中2丁目1-1)
日時：第1・3金曜日午後3時30分から
- ⑤吉川地域 …おだんごばんキッチン
場所：みなぎ台第5集会所(みなぎ台2丁目25-5)
日時：第3日曜日午前11時30分から

市内の取組の一部ですが紹介します

中央公民館の「NPO みんなの城」では、
子どもは宝物との思いから、子どもの居場所とつながりを求め、宿題をする・お話を聞く・料理体験をするなど楽しい場所を提供しつつ、
配膳やマナーを学びな

アイスクリーム製造体験



がら食事をしてい
ます。



子育てキャラバン開催の紹介

子育てキャラバンは何歳からでも参加できる「みんなであそぼう」、月齢や年齢に合わせた「あかちゃんあつまれ」「1歳あつまれ」のほかに年間通して参加できる「クラス制」があります。



児童センター
ホームページ



吉川児童館
ホームページ

詳しくはホームページやハンドブックをどうぞ



青山公民館では、「月一cafe」を開催。
青山まちづくり協議会の子育て部会の活動として、担当者7人で月に一度、学校の長期休みには「こどもcafe」も開催。子育て中のお母さんたちや小さなお子さんから高齢の方まで誰でも参加でき、予約なしの出入り自由で、コミュニケーションの場として、まちを挙げて取り組んでいます。



人権の小窓

「おいでよ、
子育てキャラバンへ！」

★ みんなで子育て ★

☆ 子どものころを忘れていませんか？

子どもには、親としての理想を追い求めたくなるものですが、思い通りにならず「なんで？」と悩むことも多いですね。例えば、「うちの子、よく転ぶな～」とか「よく物にぶつかるな～」と
思ったことはありませんか？

幼児期の子どもは、上下左右ともに大人の約6割しか見えておらず、転びやすい、物にぶつかる、飛び出すなど、視野の狭さがその理由の一つとして考えられています。

このように、身体の発達過程において、目線の低さや視野の狭さによって、空間を把握する力が弱いために、一つのものに注意が向くと周りが目に入らず、大人にとっては当たり前のことが、子どもにはできないことも多くなります。

子どもの頃に膝小僧を擦りむいたあなたも、大人になってからは擦り傷など、滅多に作らなくなったのではないのでしょうか。子どもに対して「なんで？」と思うと同時に、まずは自身の幼少期を思い出してみてください。きっとヒントが隠れているはずだと思います。



☆ 子育ては本能ですもの？

南極大陸に生息するコウテイペンギン。産卵後のメスは疲れた体に栄養を与えるため、長い時間をかけてエサをとりに行き

(251)

令和5年4月

三木市健康福祉部 子育て支援課
課長兼市立児童センター所長兼吉川児童館長

なかにし すすむ
中西 進

公共交通担当、生活保護ケースワーカー、アフタースクール担当などを経て令和2年4月から現職。

ます。そして、卵を温めるのはオスの仕事で、オスは約60日間温めるそうです。しかも、ほとんど絶食状態で。

60日程たってヒナが孵る頃、栄養を蓄えたメスが海から戻って来て胃に貯めた食べ物をヒナに与えます。ここでやっと交代です。無事にヒナを孵したオスは食事のために、海を目指します。この時、オスの体重は40%近くも減ってしまうようです。私たち人間に置き換えると、とうてい無理で、凄まじい子育てなのですが、これは動物の本能として実行されています。



しかし、私たち人間は本能で子育てができるようにはなっていません。親から子へ、子から孫へ、はたまた、友人、知人などから、受け継がれていく、子育てのノウハウがあると思います。言い換えれば、誰の協力もなく、アドバイスもなく、孤独に子育てをすることは人間には無理なのです。

孤独は、間違った子育てや、虐待につながることも考えられるのです。

☆おいでよ、子育てキャラバンへ！

三木市立児童センター・吉川児童館が主催する「子育てキャラバン」をご存じですか？

子育てキャラバンは、進行する少子化や核家族化、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化している中で、子育て中の親の孤独や不安を緩和

し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として開催しています。

また、子どもの自発的な活動を尊重して、子どもが「自ら」遊びを「選ぶ」「作り出す」ことができる環境の提供を心がけるとともに、ふれあい遊びを通したスキンシップで、親と子の絆を深める狙いもあります。

参加された保護者の方からは、

「県外から引っ越してきたが、友だちができて、親子共に子育てについて話ができる」「一人で来ても、同じような年齢の子ども、親子と一緒に話ができる」

といった感想をいただいています。

子育てキャラバンの特徴として、保健師・栄養士・作業療法士・臨床心理士、歯科衛生士などの専門職が参加し、健康、発達、食事、からだ、動作などについて、発達段階に応じた必要なアドバイスを受けることや、相談をすることができます。

もう一つ、大きな特徴として、参加される方が選ぶことができる、①乳幼児期の月齢や年齢に合わせたプログラム、②決めごとにしばられない自由遊び、手作りおもちゃ遊び、身体を動かす遊び、③クラス制キャラバンなどを提供しており、近隣の市町では類を見ない取組となっています。

多様な子育てキャラバンに参加することで「孤独や不安」に陥ることなく子育てをすることができます。



☆ 子どもの人権って？

子どもの人権と聞いて、みなさんはどんなことを思い浮かべますか？

分かりやすいのは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

子どもの権利条約には、4つの権利が定められています。

1 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

2 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

3 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

4 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(ユニセフホームページから引用)

もっと簡単に表現すると、「**幸せに生きる**」という言葉に尽きると思います。

少子化、地域社会とのつながりの希薄化など、複数の要因が重なり、大人が子どもと接する機会が減り、子どもの声がうるさいという大人もいる中で、子育てはしにくくなっていますよね。

また、近年はインターネットやSNSの発展によって便利である反面、間違った内容も含んだ無秩序な情報もあり、かつ情報過多の中での子育ては、思いのほか難しいと感じる時も多いのではないのでしょうか。

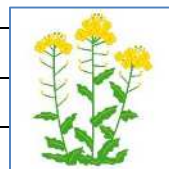
そんな中であって、児童センター・吉川児童館は「ふれあい」を大切にし、**子育てをする保護者と子どもたちの応援団**でありたいと思います。

ペンギンのように「本能」ではなく、人と人とのつながりの中で「なんで？」を解決し、子どもたちが「自ら」遊びを「選ぶ」「作り出す」ことを覚え、幸せに、たくましく成長してくれますように。

ぜひ、「子育てキャラバン」にお越しください！お待ちしております！



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~	16	日	
2	日		17	月	
3	月		18	火	経営相談 10:00~
4	火	経営相談 10:00~	19	水	
5	水		20	木	
6	木		21	金	経営相談 10:00~
7	金	経営相談 10:00~	22	土	
8	土		23	日	
9	日		24	月	
10	月		25	火	経営相談 10:00~
11	火	経営相談 10:00~	26	水	
12	水		27	木	手芸教室 13:30~
13	木	手芸教室 13:30~	28	金	
14	金	経営相談 10:00~	29	土	昭和の日
15	土	茶道教室 9:00~	30	日	



人権啓発DVDの紹介 活用ください（隣保館で貸出できます）

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会企画

◎「バースデイ」(37分)

テーマは「性の多様性を認め合う～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～」です。

性的少数者については、依然として社会理解が進まず、差別や偏見、配慮に欠けた対応などで、自身の思いや悩みを打ち明けることが難しく、周囲の無理解に苦悩し、生きづらさを感じている状況など様々な問題があり、深刻な人権問題になっています。一方、性的少数者であることを打ち明けられた家族や友人等は、既成概念による偏見や知識不足によって、理解しようと向き合う前に混乱や抵抗感にとらわれてしまうことが多くあります。

性の在り方は多様で一人ひとりの人権に関わることであるため、性的少数者の存在や悩みに気づくことが大切です。この作品を性的少数者について理解するきっかけとし、その多様性を認め、互いの人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていける社会につながっていきます。そのような社会の実現をめざすことを目的として制作されています。



※他に、「性の多様性とLGBTQ+」や「きこえない人の生活・気持ち」「水平社を立ち上げた人々」「芸能と差別」「差別のない社会へ」など人権学習に活用できるDVDが多数あります。どうぞ利用ください。

【人権に関する記念日等】(4月)

- 2日 世界自閉症啓発デー…2007年の国連総会で決議。「ライト・イット・アップ・ブルー」をとおして啓発活動を展開。
- 22日 アースデー…1970年、アメリカの上院議員が4月22日を「地球の日」と宣言。
- 28日 国際盲導犬の日…1989年に国際盲導犬学校連盟が制定。4月の最終水曜日。

2～8日 発達障害啓発週間…自閉症をはじめとする発達障害について正しく理解してもらうために設けた。



人権作文集と三同教研究大会研究収録です
※各公民館等でご覧ください。

講座生募集中 どうぞご参加ください

- ★書を楽しむきらきら教室
- ★手芸教室
- ★茶道教室



催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 (Tel82-8388) まで



隣保館だより

5月号 No.502

〔発行・編集〕 令和5年5月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

つなごう手と手
築こう心の架橋を



人権尊重のまちづくりの拠点施設

総合隣保館

1981年4月7日に開館した三木市立総合隣保館は、三木市の「人権尊重のまちづくり」の教育啓発拠点施設として、42年間にわたり地域住民の皆様と共に歩みを進めてきました。「隣保館だより」も500号を突破。本年度も、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け、ホットな情報を市民の皆様発信してまいります。



ごあいさつ

三木市立総合隣保館長 福寄 勇

令和5年4月1日付で、総合隣保館の館長に就任いたしました福寄勇です。

このたび館長を拝命し、その重責を鑑みずと身の引き締まる思いで一杯です。

さて、この3年はコロナの影響で各事業においても中止や規模縮小を余儀なくされましたが、ようやく収束に向かっており、今後はより一層、市民の皆様と協働してさまざまな事業を行い、人権の輪を広げていきたいと思ひます。

「隣保館だより」をはじめ、同和教育セミナーや、文化祭など多様な催しや活動を実施することを通して人権啓発を行い、誰もが住みよい社会になるよう、微力ながら取り組んでまいります。

つきましては、皆様の幅広いご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

啓発活動

同和教育セミナー（6月）
人権フォーラム（10月）
文化祭での講演会、館外視察：フィールドワーク
年3回

総合隣保館の取組



広報活動

隣保館だより（毎月）
じんけん・こころの小窓（FMみっきい放送中
水12:30、土8:15）

教養文化事業

隣保館文化祭（12月）
手芸サークル、きらきら書道教室、茶道教室、エアロビクス、フラワーアレンジメント等（月1～2回）
子ども教室（土：年19回、夏休み：10日、遠足：年2回）



図書・DVD貸出

DVD・ビデオ 200本、
図書 4,000冊

貸館事業

大会議室・学習室等

皆様のお越しをお待ちしています

イラスト：（C）こゆり

人権の小窓

(251)

令和5年5月

「マジョリティ特権」という視点

～差別を自分事として考えるために～

「差別」について、みなさんはどのように考えていますか？

偏見や無知によって特定の個人やグループの尊厳を傷つけ、不当に扱ったり不利益を与えることを差別と言います。私たちは学校教育やテレビなどを通して差別について知り学びます。でもどこか他人事になってしまっているのではないのでしょうか？

その原因の一つは差別が「差別されている人の問題」で、「困っている人や弱い立場の人を助けてあげる」という理解になってしまっていることにあります。

今回ご紹介する「マジョリティ特権」という考え方は差別問題を「自分事」として考えるための新しい道筋を示してくれます。

マジョリティとは誰か？

マジョリティとはこの社会における「多数者」や「数が少なくとも優位な立場にある集団に属する人」のことを指します。例えば江戸時代の武士は数の面ではそれ以外の農民等より少数でしたが、社会を動かしたり、物事を決定する権力を持ち、優位な立場にいました。その意味でマジョリティと言えます。反対に少数者や構造的に社会の周辺の立場に置かれた人をマイノリティと言います。

この社会は法律や制度など様々な構造や仕組みの上で動いていますが、そうした構造は多くの場合マジョリティに有利な形で設計されています。例えば結婚という制度を見ると、男性と女性が行うもの、つまり異性愛を前提とした制度になっています。マイノリティ



在日コリアンカウンセリング&コミュニティセンター
(ZAC) センター長(公認心理師/精神保健福祉士)

丸一 俊介

である同性愛の方は「制度から排除されている」と言えます。また、街中を歩いているとバリアフリー化されておらず車いすやベビーカーでは通れない道や使えない施設がまだまだたくさんありますよね。これも街づくりの予算や計画が健常者や大人中心になっていることの現れです。

人種・民族、ジェンダー、性的指向、障害の有無…この社会に生きる人間は、複数のマジョリティ性、マイノリティ性が交錯する存在です。ある面ではマジョリティであってもある面ではマイノリティであるということもあります。

次に示す図をご覧ください。いろいろな軸でマジョリティ性、マイノリティ性を表したものですが、この中でマジョリティの方に属する項目が多ければ多いほど次に述べる「マジョリティとしての特権を多くもっている」と言えます。

☆ 自分のマジョリティ性・マイノリティ性を把握する

アイデンティティ	マジョリティ	マイノリティ
人種・民族	日本人	人種民族的少数者
生まれ・地域	都市	被差別部落 沖縄 地方
身体・精神	健常者	障がい者
ジェンダー	男性	女性
性的指向	異性愛	同性愛、バイセクシュアルなど
性自認	シスジェンダー	トランスジェンダー、Xジェンダー
経済格差(階級)	高所得	低所得

マジョリティ特権とは

「特権」とは「ある社会集団に属していることで勞せず自動的に得る優位性のこと（上智大学：出口真紀子教授）」です。努力の成果ではなく、たまたま生まれた社会集団に属することで自動的に受けられる恩恵があるということです。例えば、

- ① 自分の行きたい場所に身の危険を感じずに行けること。
- ② 自分のルーツについてあれこれ詮索されたり、批判されたりする心配なく、人と関われること。

③ 成人したお互いが望めば結婚し、法的に保障されること。

これらは一見当たり前のように見えて、実はマイノリティにとっては手に入れるのが非常に困難である一方、マジョリティにとっては労せず得られる「特権」です。例えば①はどうでしょうか？夜道を一人で歩くこと、バリアフリーでない施設に行くことなど、女性や障がいのある方にとって行きたい場所に行くことは様々な危険や制約を伴うものです。②は日本に生まれ育った日本人にとっては当たり前であっても、いわゆる「ハーフ」（ミックスルーツ）など他の国にルーツを持つ人にとってはそうではありません。③は前述したとおり、同性愛の方が除外されています。

こうした特権は持っている側にとっては当たり前にある空気のような存在で見えにくいものです。社会学者のケイン樹里安さんはマジョリティとは『この社会にある差別や排除を「気にせずにすむ人」「気にしないでいられる人」のことである』と述べています。差別されたり制度から排除されたマイノリティは精神的ダメージを受けたり、自信を喪失したり、抗議するといった行動にエネルギーを取られ、日々消耗させられます。しかしマジョリティは空気のような特権に守られていることに気がついていない、そんな非対称な世界に私たちは生きています。



私は〇〇の特権を持っている

「マジョリティ特権」という考え方をを使って、自分が空気のように受け取っていた恩恵が、実は「自分の属性や立場によって得られた特権」であるという事に気づくことができます。例えば車いすに乗っている方が外出しようとする時、「道の段差は無いか」「車いす用のトイレがあるか」「介助者はいるか」など様々な事を調べ準備しなければなりません。これを「困っている障がい者の問題」ではなく、「健常者である私はどこに行くにも段差や介助を気にしなくてもいい特権をもっている」と言い換えてみます。あるいは、人種・民族的少数者の場合、学校や職場で、自分のルーツや名前、言語や容姿のことで、からかいやいじめの対象になることがあります。これをマジョリティが「私は自分のルーツを否定や見下しの対象にされない特権を持っている」とか「私は友人も学校の先生や職場の上司も自

分と同じルーツの人達に囲まれているという特権を持っている」と認識してみましょう。「自分は普通で特別ではない」と思っているも実はマジョリティ集団に属していることで様々な場面で優遇され、優位な立場にあることに気づくことができます。

差別の問題を「困っているかわいそうな誰か」の問題ではなく「この社会に生きる自分と自分を取り巻く不公正」の問題として捉えるために、自分の「マジョリティ性」と「特権」に意識を向けてみることを提案します。

特権に気づく事で得られるもの

差別問題に対して差別されている当事者が抗議することは非常に困難で、時間や労力に加え、矢面に立たされたり、SNSで名指しされたり批判されるといった高いリスクを伴います。一方、マジョリティはどうでしょう？マジョリティの特権として「中立的に見られやすい」ことがあります。例えば会社で男性から女性に対するセクハラがあった時、それを見ていた男性が抗議することで、セクハラの問題が男女の対立ではなく「働く人の人権の問題」であることが明確になります。もちろん被害を受けた当事者の声が過小に評価されたり、攻撃の対象となったりすること自体が問題であるわけですが、その構造を変えていくためには、マジョリティ自身が声を上げていくことが必要ですし、被害者本人よりも有利で安全な形で声を挙げるができるという特権があるわけです。また、会社のハラスメントなどを例に挙げれば、管理職など組織の上部にいる人が積極的に改善に取り組むことが大きな力になることが知られています。マジョリティが自ら変わろうとしていくことが差別を是正するとても大きな力になるのです。現状を変えない障壁にもなるが、変革の大きな力にもなる、それがマジョリティの持つ可能性だと言えます。マジョリティが差別を自分事として捉え、自分と自分の属する集団を変えていく一歩を踏み出していくことが求められているのです。

※参考文献

「ふれる社会学」

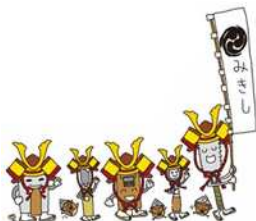
ケイン樹里安 編著（北樹出版）

「真のダイバーシティを目指して」

ダイアン・J・グッドマン著

出口真紀子 監訳（上智大学出版）





隣保館カレンダー

イラスト:こゆり(C)

5月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月		16	火	経営・職業相談 10:00~
2	火		17	水	
3	水	憲法記念日	18	木	
4	木	みどりの日	19	金	経営・職業相談 10:00~
5	金	こどもの日	20	土	
6	土	茶道教室 9:00~ きらきら教室 13:00~	21	日	
7	日		22	月	エアロビクス 14:30~
8	月		23	火	経営・職業相談 10:00~
9	火	経営・職業相談 10:00~	24	水	
10	水		25	木	手芸サークル 13:30~
11	木	手芸サークル 13:30~	26	金	経営・職業相談 10:00~
12	金	経営・職業相談 10:00~	27	土	茶道教室 9:00~
13	土		28	日	
14	日		29	月	
15	月		30	火	
			31	水	

同和教育セミナー

皆様のご参加をお待ちしています (各回 18:30~20:00)

第1回 6月9日(金) 【会場】三木市立教育センター4F	「部落差別解消過程の現段階と問題克服への課題」 講師: 部落解放論研究会代表 谷元 昭信さん
第2回 6月16日(金) 【会場】青山公民館大会議室	「先輩教師の歩みから学ぶ」 講師: 元小学校長 島田 恒夫さん
第3回 6月23日(金) 【会場】三木市立教育センター4F	「三木の部落解放運動 50年の歩み」 講師: 部落解放同盟三木市支部連絡協議会議長 橘田 好正さん

講座生募集

音楽を聴きながら体をゆるめませんか?

エアロビクス講座を開催!

5/22(月)6/14(水)6/26(月) 14:30~15:30

講師 寺坂恵美子さん

対象:どなたでも 参加費:1回 500円

申込: TEL0794-82-8388 fax0794-82-8658

メール jinken@city.miki.lg.jp

【あなたの悩みや心配事を
聞いてくれる人がいます】

「三木市こころの相談窓口」

月曜~金曜:9:00~17:00 祝日は除く

電話番号 **0794-89-2471**

※相談は無料で、秘密は厳守します。

催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 TEL0794-82-8388 まで

隣保館だより

6月号 No.503

〔発行・編集〕 令和5年6月1日発行

つなごう手と手
築こう心の架橋を



三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

山田錦の田植えを終えた隣保館の周りの水田の早苗が風に揺れています。ツバメが舞い、カエルが歌い、志染保育所の子どもたちの遊ぶ声が聞こえ、隣保館の「子ども教室」で植えた花の種もすくすく育ち…。あちらこちらで初夏の力強い生命の息吹を感じます。



5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行しましたが、感染力が落ちたわけではなく、油断はできません。引き続き急な発症等に備え、各ご家庭で事前の備えをしておきましょう。

6月1日は何の日？ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24（1949）年6月1日に施行されたのを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めています。

人権擁護委員は、法に基づいて、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。（詳しくは法務省のホームページをご覧ください）

現在全国で14,000人が法務大臣から委嘱され、三木市では、11人の方が委員として活動されています。（右表のとおり）

相談内容としては、名誉・信用の侵害やいやがらせ、いじめなど。会場は、市役所、緑が丘町公民館、吉川支所で、人権擁護委員が人権相談を受け付けています。相談受付日は、市役所では、毎月第3木曜日、緑が丘町公民館では、毎月第1金曜日、吉川支所では、5月、10月、

人権擁護委員は、皆さんの問題解決のお手伝いをします。

法務大臣が委嘱した民間の人たちです。

問題解決のための職務を行うに当たっては、関係者の秘密を守ります。

給与は支給されません。ただし、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができます。

任期は3年です。さらに再任も可能です。

人権擁護委員の説明図

12月、3月の第2木曜日です。

相談時間は、各会場とも午後1時から4時までです。直接会場へお越しください。

三木市人権擁護委員の皆さん（敬称略）

森 賢 一	森 田 直 道	米 村 隆
岩 崎 良 則	藤 田 加 代 子	中 井 靖 子
永 尾 康 代	奥 野 保	芝 本 由 美 子
實 井 憲 二	篠 原 政 次	

（人権相談については、三木市ホームページ「人権相談に関する窓口のご案内」をご覧ください。）

人権の小窓

(253)

令和5年6月

「小さいのちのドア から見えるもの」

～行き場のない妊産婦支援を通して～

「公益社団法人小さいのちのドア」は、思いがけない妊娠や、子育てが困難で育てることができないと追い詰められた方のための24時間対応の相談窓口です。2018年9月にスタートしましたが、当時、日本に24時間体制の妊娠相談があるのは、赤ちゃんポストのある熊本の慈恵病院だけでした。



スタートして分かったことは、妊娠相談の7割以上が夜間だということでした。また、いのちに係わる相談の多くも夜間です。「小さいのちのドア」では電話、メール、そしてSNSなどの相談もお受けします。そして、ポストではなく、小さなドアを設置し、産んだ女性が赤ちゃんと一緒に入って来られる、また、産む前の妊娠中からドアを叩くことができるようにしています。

このようにして相談をお受けしておりますと、住む所がない、頼る人がいないといった妊婦からの相談が舞い込んできます。実は日本には、このような妊婦の生活を支援する制度がありません。ないのであれば民間で始めるしかない、私共は、2020年12月に住む所がない、頼る人のない妊婦専用のホーム Musubi を助産院の隣に建

(公社) 小さいのちのドア

代表理事 永原 郁子

(公社) 小さいのちのドア代表

マナ助産院院長

神戸市立看護大学臨床教授

1993年神戸市北区ひよどり台にてマナ助産院を開業し、地域母子保健を担う。2000年に性教育グループ「いのち語り隊」を立ち上げ、年間約150か所で講演を行う。2018年9月に育てられないと悩む女性のための「小さいのちのドア」をスタート。



マナ助産院 (左) とマタニティーホーム Musubi (右)

てました。6人の入居者を受けられますが、開所以来、入居者が途切れたことがありません。部屋数以上にお受けすることもあり、この度、隣接するマナ助産院をリフォームして入居部屋を増やしたところです。

妊婦なのに住む家がない、頼る人がないってどうということ？と思われた方もあるかもしれません。たとえば、妊娠したことを告げると、彼から結婚する気がないと言われたり、ラインだけのつながりですとアカウントを削除されると連絡を取る方法がありません。その上、実家が虐待家庭であったり、家庭崩壊していたり、また一度家を出た娘が妊娠したと言って帰ってきても世話をする余裕はないという家庭も少なからずあったりします。

母子の命を救うために

妊娠していなければ、頼る人がなくても自分の力で生きていけたかもしれません。しかし妊婦となるとそうはいきません。また、妊婦健診料や分娩費には自己負担が伴いますので、支払うことができれば病院にかかることもできません。そうこうしているうちに、必ず陣痛は起こってきま

す。このようなケースは危険を伴う飛び込み出産や、無戸籍児の出産、さらには新生児の殺害遺棄事件にもつながりかねません。

厚労省によると、19歳以下の虐待死で最も多いのは、生まれてすぐの赤ちゃんです。加害者の95%以上は実母です。なんと痛ましいことでしょうか。しかし、こうした事件は妊娠したことを誰かに相談することで防ぐことができます。赤ちゃんの命と女性の人生を守ることができるのです。これまでに未受診の上、陣痛が起こっている、また生まれてしまったなど、4年間で23件の危機迫る相談を受けてきました。今までは、これら全ての母子の命を救ってきました。



入居部屋

「小さいのちのドア」には、人生の中でこれほど辛いことはないという状況での妊婦が相談に来られます。真冬に薄手の夏服であったり、また、お腹が出てきているのにマタニティーウェアではなく身に合っていない服装で、汚れたマスクを着けたままいらっしゃったりする方もありました。

「小さいのちのドア」ではそのような女性に衣食住を無償で提供します。病院や行政への同行支援をします。予定日が分かりませんので、赤ちゃんの集中治療ができる周産期センター等にお産をお願いすることが多いです。出産され、退院した後は産後の世話や育児のサポートをさせていただき、6か月から1年をめどに就職支援、保育所や住居を確保して自立を支えます。

成育歴の中で愛される経験が乏しい、それどころか虐待を受けて育った、その上、愛されていると思っていたパートナーの裏切りに合い、また「助けて」の声が届かない社会の冷たさを味わってきた…。そんな女性たちの心の闇の部分の少し

でも癒えるように、ホームで過ごされる間、愛を込めてお世話させていただきます。



カフェスペース

ですから、出産を終え、就職、住む所、保育所などが決まり、胸を張って笑顔で赤ちゃんを抱いて出て行かれる姿には感動します。中には特別養子縁組によって、新しいご家庭に子どもを託される方もありますが、ご希望なら就職支援のお手伝いをさせていただきます。

来年度の事業法定化に向けて

冒頭で日本には妊婦の生活支援をする制度がないと申しましたが、実は児童法改正と共に、来年度このような特定妊産婦の事業が法定化される運びとなっています。厚労省の準備には兵庫県の担当部署が加わって、「小さいのちのドア」をモデルに、兵庫県が先導して進められているとのことです。

この制度がさらに温かく、充実したものになるように齋藤兵庫県知事にいくつかのことを提案させていただきました。例えば、実家のない母子に対する実家代わりになる「妊産婦ホームステイ制度」や、女の子たちの「居場所づくり」や、県下の「高校生の性教育」などです。知事は早速それらのことを応援してくださり、「小さいのちのドア」も今その準備を進めています。近いうちに兵庫県を皮切りに、行き場のない妊産婦が守られる国へと変わっていくことでしょう。

まだまだ課題山積ですが、妊娠したことで途方に暮れていた女性が、笑顔で一步踏み出せる社会になることを願ってやみません。



隣保館カレンダー 6月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木		16	金	経営・職業相談 10:00～ 同和教育セミナー18:30～於：青山公民館
2	金	経営・職業相談 10:00～	17	土	
3	土	茶道教室 9:00～ きらきら教室 13:00～	18	日	
4	日		19	月	
5	月		20	火	経営・職業相談 10:00～
6	火	経営・職業相談 10:00～	21	水	
7	水		22	木	手芸サークル 13:30～
8	木	手芸サークル 13:30～	23	金	経営・職業相談 10:00～ 同和教育セミナー18:30～於：教育センター
9	金	経営・職業相談 10:00～ 同和教育セミナー18:30～於：教育センター	24	土	茶道教室 13:00～
10	土		25	日	
11	日		26	月	エアロビクス 14:30～
12	月		27	火	経営・職業相談 10:00～
13	火	経営・職業相談 10:00～	28	水	
14	水	エアロビクス 14:30～	29	木	
15	木		30	金	経営・職業相談 10:00～

のじぎく文芸賞 作品募集

募集期間

令和5年6月1日(木)～9月8日(金)【当日消印有効】

一般の部(高校生以上)、学齢児童生徒の部(中学生以下)

小説 10枚以上 30枚以内

随想 10枚以内(一般) 5枚以内(児童生徒)

詩 2枚以内

創作童話 10枚以内(※400字詰め原稿用紙、縦書き)

人権文化と人権課題の解決に寄与するすぐれた作品をお寄せください。

問い合わせ先

公益財団法人兵庫県人権啓発協会
のじぎく文芸賞係まで
☎078-242-5355

書籍紹介



「小さいのちのドア」に駆け込んだ6人のケースをドキュメント漫画と現場レポートで紹介する。葛藤の中で人生の選択をしていく女性たちと、命を守ろうと奮闘する支援者の思いが迫る。
(永原郁子/西尾和子 著
のだますみ漫画 いのちのことば社フォレストブック)

【あなたの悩みや心配事を
聞いてくれる人がいます】

「三木市こころの相談窓口」

月曜～金曜:9:00～17:00 祝日は除く

電話番号 0794-89-2471

※相談は無料で、秘密は厳守します。

催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 TEL0794-82-8388 まで

隣保館だより

7月号 No.504

〔発行・編集〕 令和5年7月1日発行

つなごう手と手
築こう心の架橋を



三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

時は1970年代。舞台は北海道。模範囚として6年刑期を終え、出所してきたばかりの不器用な男（勇作）が、偶然出会った若い男女とともに夕張の妻のもとへ向かう…。これは高倉健さん主演の日本映画「幸せの黄色いハンカチ」のストーリーです。映画では、出所した勇作が「もし待っていてくれるなら庭の竿の先に黄色いハンカチを結んでくれ。ハンカチがないときは、黙って夕張を去っていくから…」と妻に手紙を送ります。帰り着いた勇作の目に映ったものは、青空をバックにはためく何十枚もの黄色いハンカチでした。勇作の社会復帰を力強く応援するかのようなラストシーンに思わず目頭が熱くなったものです。



しかし、現実はどうでしょう。刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保の困難等、人権課題の一つに数えられています。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族や地域社会の理解と協力が必要です。

7月1日は「保護司の日」

「保護司」制度をご存じでしょうか。保護司は犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされています。保護司は民

間人として地域をよく知っているという特性を生かし、犯罪や非行をした人が社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。三木市においては現在24人、全国に約4万7,000人の保護司がおられます。

今年で73回目を迎える“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（社明運動）は、総理大臣を筆頭に毎年7月に全国的なキャンペーンが行われます。三木保護区でも市長をトップに、のぼり旗を立て、街頭で啓発活動に取り組みます。また、小・中・特別支援学校児童生徒に参加してもらって標語・作文を、高校生にエッセイの募集を行っています。

この運動を機に“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる地域社会をつくり、犯罪や非行防止に向けた取組を市民みんなで協力して進めてまいりましょう。

ちなみに、犯罪のない明るい社会づくりに取り組む決意のしるしは、

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」です。



次回8月号「人権の小窓」コーナーで、この春の叙勲で藍綬褒章を受章された保護司永塩昌子さんへのインタビューをお届けする予定です。

人権の小窓

(254)

令和5年7月

『多文化共生の未来を創ろう！
～外国につながる子どもたちとともに～』

「多文化」は身近なこと？

私は、2003年4月から9年間三木高校に勤務し、多くの外国につながる生徒たち（外国籍または日本籍でも外国にルーツをもつ生徒）と出会いました。現在「国際社会」「グローバル化」といわれて久しく、外国籍住民はずいぶん増加しています。みなさんはそんな「多文化社会」を実感なさっていますか？

三木市の外国籍住民

外国籍住民数とその割合		2022年6月	
	総人口（人）	外国籍人口	割合％
全国	124,930,000	2,961,969	2.37
兵庫県	5,409,642	119,509	2.21
三木市	75,200	2,206	2.93
加古川市	258,411	3,233	1.25

表で示したのは外国籍住民の人口とその割合です。全国、兵庫県、三木市の外国籍住民の割合を比較すると、三木市は2.93%で全国、兵庫県の割合より多いということがわかります。私が住む加古川市と比較すると、外国籍住民数は1,000人ほど多いですが、割合では三木市の半分以下です。三木市の外国籍住民の割合はずいぶん多いと言えますね。ここに表れる数字は外国籍人口ですから、外国人で日本国籍を取得した方、二重国籍で日本籍をもっている方などを含めると、「外国につながる人」はもっとたくさんおられるわけです。

ところで、みなさんの職場や地域に外国人の知り合いの方はおられますか？挨拶だけでなくお話されて、文化や価値観の違いを楽しんでおられますか？私が思うに、残念ながら日本社会は、外国人が見えにくく、本当の意味で出会えていないことが多いように思うのです。かかわることに不安を感じたり、世間のイメージで判断したりして、

山本 紀子

兵庫県在日外国人研究協議会事務局
元県立高校教員。

外国人生徒交流会、地域のマダン
研究集会等、研究実践を重ね、

『高等学校における外国につな
がる生徒支援ハンドブック』作

成委員として2021年3月発行。2019年から地域の日本語教室「にこにこ日本語教室」で、子どもたちの学習支援や教育相談に関わり、だれもが尊重される豊かな多文化共生社会になることを願って活動を続けている。



なかなか理解しあう関係作りに至っていない場合が多いと思います。これらは外国人だけでなく、障がいのある人、LGBTQ など性的少数者の人なども同様です。マイノリティの人たちを認め、互いに尊重する社会でないと、当事者はありのままで暮らすことが容易ではありません。存在を見えにくくしているのはマジョリティの意識ではないでしょうか。すぐそばに暮らす外国につながる人との共生はどうしたら実現するのでしょうか？

外国につながる子どもたちの現状と課題

私は多くの外国につながる子どもたちと出会い、子どもたちの思いを聴いてきました。顔の特徴や肌の色などの外見だけで判断されたり、仲間外れにされたりいじめを受けたり、国に帰れと言われたり、授業中に先生から自分の母国の悪口を言われて学校に行けなくなったり…。多様性を認めず、「同化」や「適応」を強いる日本人・日本社会は、異なるものを排除しがちです。外国につながる子どもたちの多くは、自分の本名や民族性を明らかにできず、自信をもてずに葛藤するという経験をしています。



兵庫県在日外国人高校生交流会



『高等学校における外国につながる生徒支援ハンドブック』

また、最近増えている日本語指導が必要な子どもたちは、一生懸命勉強しても授業を理解できず、学校生活や授業に困難を感じています。特に高校進学や社会的自立に大きな課題があります。まず入試があるために高校進学が容易ではありません。そして日本語指導が必要な高校生等の中退率は2019年9.6%から2022年5.5%に改善したものの、全高校生等に対する割合は依然として高いままです。今年度ようやく高等学校でも「特別の教育課程」による日本語指導の導入が可能になりました。県内の高校での早期実施が期待されるようですが、具体的にはこれからの検討になるようです。

国籍やルーツに関係なく誰もがありのまま尊重され、SDGsの教育の理念である「誰一人として取り残さない」、すべての子どもに公平で質の高い教育を提供することが求められています。

多文化の子どもたちの「強み」とは

そもそも、外国につながる子どもたちが存在することは、学校や地域にとって多文化共生そのものの、豊かですてきなことのほうです。学校や地域で、ともすれば一方的に支援が必要なマイナスの存在であるという捉え方に傾きがちですが、それは違います。子どもたちは多様な言語能力や異なる文化、価値観をもつという「強み」をもっています。多様性が求められる現代において、私たちに新たな視点を与えてくれるプラスの存在なのです。たとえば、私を多文化の道へ導いてくれたのはかつて担任した韓国籍生徒です。外国人生徒交流会、朝鮮学校の見学やチャング教室と一緒に参加し、朝鮮文化や歴史を学び、多くの出会い・気づきを得ました。彼女との出会いが



なかよし加古川マダン
日本語教室の子どもたち

きっかけで在日外国人教育、さまざまな人権問題にかかわるようになり、今に続いているのです。そして私は競争や効率のように数値化できない多様性を学ぶ中にこそ、豊かな体験が生まれると確信するに至りました。

また、私は退職後に始めた「日本語教室」のボランティア活動の中で、来日間もない子どもたちと学習しています。そこではブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナムなどの多文化の子どもたちや保護者からいろんなことを教えてもらっています。来日した事情、母国の地理や文化、音楽や踊り、趣味や将来の夢など…。ひとりひとりが日本や世界で夢の実現を達成できるよう、ともに豊かで幸せな未来を創っていきたくて願っています。

「多様性・多文化」が日本の変革・豊かさのきっかけに

かつて話題になった「マスク警察」という言葉に象徴されるように、日本社会は横並びで同じ思考・行動を強いる傾向が強く、思考停止に陥りやすいと言われます。子どもや若者の自殺や不登校、ひきこもりは年々増加していますし、少子高齢化・深刻な労働力不足も続いています。女性や弱者が声をあげにくいタテ社会の人間関係は容易に変わらず、人権施策の遅れも課題となっています。私は外国につながる子どもや大人との関わりの中で、それらを変えていくひとつの糸口が「多様性」にあると考えるようになりました。立場の異なる人、マイノリティの人たちに出会い、それぞれの意見や思いを交わす中で、新しい考え方や生活様式の変化が生まれていくのだと考えます。摩擦を生じることもあるでしょうが、「エンパシー（他人の感情や経験などを理解する能力）」が高まる社会って素敵ですよ。

みなさんのすぐそばで暮らし、働いている外国人の方がいます。是非出会って、話をしてみてください。新しい発見や感動があると思います。日本は、そしてもちろん三木市は、多くの国籍の人たちが住む多文化社会です。豊かに生きる未来をともに創っていきましょう。



隣保館カレンダー 7月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	きらきら教室(13:00~) 茶道教室(9:00~)	17	月	海の日
2	日		18	火	経営・職業相談(10:00~)
3	月		19	水	
4	火	経営・職業相談(10:00~)	20	木	
5	水		21	金	経営・職業相談(10:00~)
6	木		22	土	東人教大会(12:30~文化会館ほか)
7	金	経営・職業相談(10:00~)	23	日	
8	土		24	月	エアロビクス講座(14:30~15:30)
9	日		25	火	経営・職業相談(10:00~)
10	月	エアロビクス講座(14:30~15:30)	26	水	
11	火	経営・職業相談(10:00~)	27	木	手芸サークル(13:30~)
12	水		28	金	経営・職業相談(10:00~)
13	木	手芸サークル(13:30~)	29	土	茶道教室(9:00~ 13:00~) みっきい夏まつり (16:00~県立三木総合防災公園)
14	金	経営・職業相談(10:00~)			
15	土	茶道教室(13:00~)	30	日	
16	日		31	月	

ふるさとに生きる

= みんなでつくる人権尊重のまち =

令和5年度啓発資料「ふるさとに生きる」vol.33を作成しました。

同和問題、平和と人権、外国人の人権、子どもの人権など、さまざまな課題について、地域や学校、家庭で取り上げて話し合うことができる内容です。住民学習でぜひご活用ください。



目次

人づくり(ふるさとへの想い).....	1~2
部落差別の解消をめざして.....	3~4
子どもと人権.....	5~6
世界平和.....	7~8
外国人と人権.....	9~10
小中学校の取組.....	11~12
人権啓発DVD紹介.....	13
ワークシート.....	14

市民じんけんの集い

8月20日(日)13:15開会

三木市文化会館 大ホール

《第1部》オープニングセレモニー

★三木高校吹奏楽部

★「差別をなくする輪をひろげよう」

市民運動入賞者表彰・作文朗読



《第2部》講演&トーク「人から人へ」～戦争のない世界を～



講師 近藤 紘子さん

インタビュアー・大学生・高校生

ファシリテーター・井上 直樹さん

同時開催 14:00~文化会館小ホール

子どもから大人まで楽しめる映画会

主催 三木市人権・同和教育協議会

隣保館だより

8月号 No.505

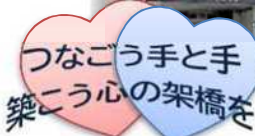
〔発行・編集〕 令和5年8月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp



「隣保館だより」は、さまざまな人権課題に関するホットな情報や人権啓発の取組を、毎月市民の皆様へ回覧等でお届けしています。カラー版「隣保館だより」は、三木市のホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/32614.html>



平和な未来のために

戦争の実態、体験者の声をつなぐ

今から78年前、1945(昭和20)年6月22日と7月3日深夜から4日早朝にかけて、姫路市が二度の空襲に見舞われ、壊滅的な被害を受けたことを皆さんはご存じですか。

先月8日、三木市人権教育指導員と隣保館職員等20名は、視察研修で姫路市平和資料館を訪問しました。現在の美しく整備された姫路市の街並みから「戦争」はみじんも感じられませんが、資料館の中へ一歩足を踏み入ると、戦時下の

人々の生活や空襲の被害状況など、多くの史料や画像・映像が展示されていました。説明をしてくださった職員の方は、「体験者の語り部が少なくなる中、戦争を知らない私たちが次世代に戦争の事実を語り、つなぐことこそが平和を守る力になります。」と強調されました。

その後、私たちは、資料館を見下ろす山上にそびえ立つ「太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔」(写真)を訪れ、本土空爆により亡くなられ供養されている民間人51万人余の方々に祈りを捧げました。



中学校の部 佳作
別所中学校3年
小西陽菜乃さんの作品
「平和は笑顔から、戦争は最大の人権侵害」

思いをつたえる

「差別をなくする輪をひろげよう」市民運動の中で小・中・特別支援学校の児童生徒とPTA会員に、作文、標語、ポスターを募集したところ、今年は特に「戦争・平和」をテーマにした作品が数多く寄せられました。ロシアによるウクライナ侵攻に心を痛め、平和を願い、戦争は最大の人権侵害だという、多くの市民の声が聞こえます。

《人権ポスター、標語の入賞作品展示》

8月10日～18日：市役所プラムナード

8月20日：文化会館大ホールロワイエ
「市民じんけんの集い」会場内

ともに参加する

市民じんけんの集い

8月20日(日)13:15～

三木市文化会館大ホール

第2部 講演&トーク 14:30～

人から人へ

～戦争のない世界を～

☆広島市の被爆体験者、近藤紘子さんが、戦争を知らない三木市の大学生、高校生のインタビューに答えます。

多くの市民の皆さんにご参加いただき、一人一人の心の中に平和の砦を築きましょう。



人権の小窓 (255)



インタビュー

三木市吉川町にお住まいで、長年保護司を務められた功績により、この春の叙勲で藍綬褒章を受章された永塩昌子さん（写真右）に、保護司の役割やエピソードなどをお伺いしました。

インタビュアーは、人権推進課地域づくり推進係長、山本真紀（写真左）です。



山本 この度は、藍綬褒章ご受章、まことにおめでとうございます。私は永塩さんとは家も近所で、子どものころからよく存じ上げていますが、保護司のお仕事については何もわからないので、教えてください。

永塩 ありがとうございます。真紀さんもこの春からお仕事変わったんですね。なんでもお聞きくださいね。

山本 保護司とはどういったことをするのですか。

永塩 私は平成12年から23年間務めています。保護司の職務というのは、まず一つ目に、犯罪や非行により、保護観察を受けることになった人の生活を見守り、いろいろな相談に乗ったり指導したりします。そして二つ目は、犯罪を予防するための地域活動ですね。更生保護女性会という支援団体があって、犯罪予防のための子育て支援活動もしています。そうそう、真紀さんも小学校の先生だったから知っているんじゃないでしょうか、三木市では不登校やいじめ、問題行動など、子どもを取り巻く問題について校区の民生児童委員や教員と協議する学校連絡会もあります。これも大切な職務です。

山本 そうですか。いろいろな活動があるんですね。では、一つ目の相談や指導ということについてお聞きし

ますが、保護観察の対象者が決まったら、はじめにどんなことをされるのですか。

永塩 まず、対象者の保護観察期間中、保護司が社会で健全な生活ができるようにお手伝いをさせてもらいます。まずは経済力が必要なので、国が対象者を受け入れる雇用主に補助金を出す協力雇用主制度があって、その協力雇用主の企業や会社にかけてあって就職先を見つけてあげます。でも、すでに刑務所や施設の中のコレワーク（矯正就労支援情報センター）で自分の就労先を見つけて出所してくる人もいますけど。

山本 そうですか。仕事を斡旋するんですね。

永塩 はい。でも、出所しても帰るところがない人もいますね。

山本 えっ！どういうことですか？

永塩 保護者や親族の方が、その人を引き取ったら近所から特別な目で見られるとか、差別されるとか、いろんな問題が起これるといった理由で引き取ることができないというお家もあります。

山本 そんな場合はどうするのですか？

永塩 仕事が見つかるまで「更生保護施設」というところで生活するという形になります。

山本 更生保護施設ですか。初めてお聞きしましたが、近くにあるのでしょうか？

永塩 三木市にはありませんが、神戸に1か所、姫路に2か所ほどあります。それと家出をしたような形になって家に帰れない人を、近くの人に個人的に預かってもらったこともありました。

山本 そんな方もおられるんですね。どんなケースか少しお話しください。

永塩 個人的なことはお話しできないので、例えばの話としてお話ししますと、友達に「お茶しようか」というような感じで誘われて、「ちょっとタバコ吸おうか」といった感じで吸ったら、薬物ですね。そうしているうちに、警察に見つかって、最初のうちは子どもだから厳重注意だったのが、2回、3回と回を重ねて、少年院送りという具合になって…。そういう子どもを、出所後に個人的に預かってもらうというようなケースですね。

山本 そういう若い人たちを支えておられるんですね。23年間で、いろいろな方を引き受けてこられたと思いますが、やはり、うまくいかないこととか、ご苦労とかあると思いますが。

永塩 はい。再出発を支えるのが大切だと国のほうで推進しているとはいえ、なかなか隅々の地方までは行き届かないのです。就職先の企業や会社にお問い合わせに行っても断られる場合がありますね。

山本 そうなんですか。厳しい現実ですね。三木市には協力雇用主の会社は多いのですか？

永塩 まだ2・3か所ですね。本当だったらもっとあればいいのですが…。私たちが活動して就職できるように企業にお願いして回らないといけないのですが、頼みに行っても、「もしものことがあったらいけないから」というふうに会社のほうで断られたりします。「そんなことはありませんから」と説明してもなかなかいい返事をもらえません。本人は更生したいという強い気持ちを持っているので、雇用していただきたらと思いますけどね。それで、就職先が見つからなかったら、結局お金に困って、またぞろ同じことの繰り返しで犯罪に手を染めてしまう、そんなことがよくあって。真紀さん、知っていますか。今、日本では刑法犯の検挙者のうち、なんと50%が再犯者なんですよ。

山本 50%ですか！驚きの数字ですね。ところで永塩さんは、なぜそんな大変な保護司という仕事をお引き受けになったのですか。



永塩 それはね、私の家は建設業をしているのを知っているでしょう。建設業では、臨時雇いの人員を募集するんです。昔、大阪の西成から人を集めていたんですが、その人たちの中には、前科のある人もたくさんいましたので、そんな人たちを夫が月2回保護司さんのところへ送って行ったり、また連れて帰って来たりしていました。そんな時に、私の会社に来た若い子どもでしたが、ある保護司さんがその子を一生懸命お世話されていました。



その姿を見ていて、保護司という仕事はどんなことをするのか、私も見ていたので知っていたんですね。それで吉川町の役場の人も、永塩さんなら良くご存じだろうということで、ぜひ保護司をと勧められましてね。私で役に立つのでしたらということで引き受けたんです。

山本 最後に、保護司をやっていてよかったことはありますか。

永塩 そうですね。やはりなかなか就職先が決まらない方がいて、15年間ほどの間に、何回も刑務所を出たり入ったりして。それで私もなんとかして、協力雇用主さんに雇ってもらって、今、その人はまじめに働いているんです。彼とは定期的に電話やLINEなどで指導というか連絡を取っているんですけどね。

山本 そういう遵守事項があるんですね。

永塩 そうです。毎月2～3回面談します。各自に与えられた遵守事項の確認や、近況報告を受けたり、相談に乗ったりしています。それで、その彼とばったり吉川の山田錦まつりの時に会って、「永塩さん、元気にがんばっていますよ。」と言ってくれて。まあ、見たら横に彼女さんを連れてね。その時はうれしかったですね。更生保護のお手伝いができて良かったな、と感じさせられました。ここまで来られたのは多くの皆様のご指導とご支援のおかげと感謝しております。今後ともよろしく願いいたします。

山本 ご苦労もある中、大切な活動をされていることがよくわかりました。これからも保護司の皆さんと共に、あたたかい声かけや心の通い合う地域づくりを進めていきたいと思いました。永塩さんますますお元気でご活躍ください。今日は本当にありがとうございました。



隣保館カレンダー 8月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営・職業相談（10:00～）	17	木	
2	水		18	金	経営・職業相談（10:00～）
3	木		19	土	
4	金	経営・職業相談（10:00～）	20	日	市民じんけんの集い 三木市文化会館（13:15～16:15）
5	土		21	月	
6	日		22	火	経営・職業相談（10:00～）
7	月		23	水	
8	火		24	木	手芸サークル（13:30～）
9	水		25	金	経営・職業相談（10:00～）
10	木	手芸サークル（13:30～）	26	土	茶道教室（13:00～）
11	金	山の日	27	日	
12	土	茶道教室（9:00～ 13:00～）	28	月	エアロビクス（14:30～15:30）
13	日		29	火	経営・職業相談（10:00～）
14	月		30	水	
15	火	経営・職業相談（10:00～）	31	木	人権教育指導員研修会 （13:30～ 17:00～）
16	水				

令和5年度三木市立総合隣保館

視察研修のご案内



- ① 岡山県 長島愛生園
ハンセン病回復者療養施設
- ② 海遊文化館(牛窓)
朝鮮通信使関連資料展示

☆日時 令和5年10月7日(土)
8:00三木市役所北側玄関前集合
17:00 帰着予定

☆申込締切 令和5年9月25日(月)
電話またはFAXでお申し込みください。
電話 0794-82-8388
FAX 0794-82-8658

☆定員 20名（定員を超えた場合は抽選）

☆参加費 2,200 円

【全国一斉 子どもの人権110番 強化週間】

「子どもの人権110番」

いじめ、体罰、児童虐待など、子どもをめぐる人権問題について、電話相談をお受けしています。

8月23日(水)～8月29日(火)

午前8時30分から午後7時。
(土・日曜日は、午前10時から午後5時まで)

《電話番号》フリーダイヤル(全国共通・無料)

0120-007-110

※相談は無料、秘密は厳守します。

《担当者》人権擁護委員、法務局職員

《問い合わせ先》

神戸地方法務局明石支局総務課
☎ 078-912-5511(代表)

隣保館だより

2023(令和5)年度

9月



障がい者マーク



今月のテーマ：「障がいのある人と人権」

「隣保館だより」ホーム
ページ（カラー版）
URL=https://www.
city.miki.lg.jp/site/
sougourinpokan/



引きつがれた心のバトン

ある会社員と小学生たちの心温まる交流のお話を紹介します。

和歌山県の市役所職員、山崎浩敬（ひろたか）さんは、^{もうまくしきそへんせいしょう}「網膜色素変性症」という難病におかされて目が見えなくなってしまう。それでも仕事を続ける決心をし、一人でバス通勤を始めます。一人での通勤は不安でいっぱいでした。

ある朝、「おはようございます」「バスが来ましたよ」とかわいい女の子の声がしました。そして小さな手が腰に添えられ、「ここが階段ですよ」と入口のほうに山崎さんをおし上げ「席、ゆずっていただけませんか？」とすわっている人に声をかけてすわらせてくれました。次の日もまた次の日も、女の子が山崎さんを手伝う日は毎日続きました。数年後、女の子は小学校を卒業しますが、このお手伝いは女の子の妹に受け継がれます。それから後もこの「小さな手のリレー」は、たくさんの小学生たちに引き継がれ、山崎さんが退職し再就職した後まで10年以上も続きました。この実話は2022年6月に「バスが来ましたよ」（アリス社）という絵本にもなり、テレビ等でも取り上げられ、話題になりました。

昨年秋に脳梗塞で倒れた山崎さんは、もう一度子どもたちとバスに乗りたいたりハビリを続けましたが、右半身に麻痺が残りました。

「今はまだ一人で歩くことができませんが、はやくバス停まで歩けるようになり、子どもたちがバスに乗るのを朝見送りたい。病気や障がいがあっても、人生に目的を持ったら、がんばれるんだという気持ちでがんばっています」

と話す山崎さんの新たな目標は、子どもたちからもらった優しさの物語を多くの人に伝えることだそうです。



9月は障害者雇用支援月間です

9月15日(金)に「障がい者雇用フェスタひょうご」が、神戸産業振興センターハーバーホールで開催されます。優良事業所や、模範的職業人として仕事に励んでこられた障がいのある方に対して知事表彰等の授与を行っています。また、障害者雇用促進セミナーも開かれます。

下記URLから、もしくはQRコードを読み取りの上、お申込みください。

URL : <https://forms.gle/EUR7FHL4yN41XvyL6>



次ページ「人権の小窓」はきらきら書道代表 藤原常貴さんの寄稿「アートは人をつなぎ明るい未来を切りひらく」です。



令和5年9月（第256回）

人権の小窓

アートは人をつなぎ

明るい未来を切りひらく

— 人を生かす書の創作活動 —

はじめに

私は「人権書道きらきら」の指導者として活動を始めて、今年で23年目を迎えます。自由な創作『きらきら書道』は、誰でも、いつからでも、何の持ち物もなく参加できる月1回の定例活動です。出前書道などを含め、付添者、ボランティアスタッフを合わせて1回につき約20～30人で活動しています。楽しく自由に創作された作品は、芸術として高く評価され、展覧会や作品貸出しなどに出品されるなど、障がい者の社会参加、社会貢献を果たせるようになってきました。

障がい者芸術は人が

楽しく暮らせる先導役！

厚生労働省の障害者文化芸術活動推進に向けた有識者会議の中で、私が特に注目しているのは、障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局、小川構成員の以下の発言です。

「文化芸術基本法や障害者文化芸術活動推進法では、文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利だとされています。（中略）文化的な生活に参加することは人々の権利なのだということが一般の人にはまだまだ理解されていないところがあります。この会議では、障がい者の文化芸術活動を扱っていますが、この先、高齢者の文化活動、子どもの文化活動、貧困者の、無業者の、へき地の、と射程は広がっていく可能性があるわけです。『時には障がい者の文化芸術の領域を越えて他の分野に波及』、これは大変重要になってくる

筆者プロフィール

藤原 常貴（ふじわらつねき）

きらきら書道指導者

書家 元小学校教員

郷土の偉人上田桑鳩の芸術

を伝え、誰もが芸術活動に自由に参加できる社会の中で共生社会の実現を願い活動が続ける。



部分だと思います。芸術文化という本体が仮にあるとして、周縁に置かれた人々とつながることで、人は楽しく暮らせる。その先導役として障害者文化芸術活動推進基本計画はあるのではないか。」

（第6回障害者文化芸術活動推進有識者会議、令和4年10月27日議事録より一部抜粋、下線は筆者）

まさに、私たちの活動の支えとなる理念です。

全ての人が自己実現できる

ユニバーサル社会へ！



2023年4月から約3か月間、「きらきら書道展」（上部写真）を、神戸市灘区原田の森の「兵庫県障害者アートギャラリー」で初めて開催しました。期間中、三木市外、県外からも多くの賞賛の声が寄せられ、作者はもちろん私たちスタッフにとっても大きな励みになりました。そして、開催期間中に県知事に要望する機会にも恵まれました。

兵庫県では、すでに支援センターの設置や県立障害者アートギャラリー（常設展示）の設置をはじめ、障がい者芸術文化に触れる機会をさらに増やし、巡回展など様々な取組を行っています。前述の基本計画の中に障がい者芸術活動の推進が十分盛り込まれ、三木市、県内各地で具体化される

ことで全ての人が自己実現できるユニバーサル社会となる日が近づくことを期待してやみません。

芸術は障がいの有無を問わず 未来を切りひらく大きな力となる！



2022 障がい者の国際的な美術公募展 書の部
望月虚舟賞（最優秀賞）受賞

橋本 直染（ちよくせん）作 作品名「感謝」
（200×100.5cm 2021年）

第21回書道きらきら展2023 三木市役所みつきい
ホールにて展示

この橋本^{ちよくせん}直染さんの展示作品「感謝」は、書道の審査の歴史に一石を投じる作品となりました。この作品の「謝」には言偏（ごんべん）がありません。しかし、審査では、文字の間違いを問題にせず、何かを感じる書、心に訴える書としてすべての観点から一級品であると絶賛されました。

自由な芸術は、障がいの有無を問わず人の未来を切りひらく大きな力となります。この受賞作品は、まさにきらきら書道を象徴する作品と言えるでしょう。展覧会では、橋本さんの受賞作品をはじめ会員の初公開の作品や多くの作品を、受賞に関係なく、「楽しむ」「自由な表現」「唯一無二」というキーワードで鑑賞していただき、本人や親の作品に込めた思いも作品から感じていただけたように思います。これからも、「障がい者」としてではなく、一人の人として同じステージで対等に評

価される社会を願いつつ、楽しみながら創作活動ができるよう私たちは支援を続けたいと思います。

庁舎内常設展示が実現！

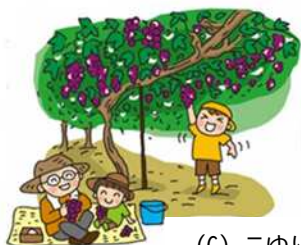
通常、作品展は短期間です。私たちは、誰でもいつでも鑑賞できる常設展示が必要だと常々考えていました。その願いが、もうすぐ三木市庁舎内にも実現されようとしています。市役所内で展示されるようになれば、多くの市民の方々に鑑賞していただくことができます。設置が決まるまでには、いろいろな手続きが必要でしたが、ようやく絵画を含めたアート作品が、常設展示板で展示されることになりました。県立障害者アートギャラリーには及びませんが、三木市庁舎内の常設展示板の設置が、障がい者理解のきっかけになると共に、さまざまな他の領域へも波及して、幸せな施策が広がることと期待しています。ご尽力くださった関係者の方々に心より感謝いたします。



（2021三木市展 入賞「波」 片山 悠也）

「書道きらきら展」会場に来られたある議員が、「障がい者アートと言えば三木市！パラスポーツのメッカ三木市！と言われるようなまちにしたいですね。全ての人が自己実現できるユニバーサルな取組と風土が、この街の誇りとなりますように」と話されました。私たちは、その言葉に大きく励まされます。

今回の取組を通して強く感じたのは、私たちの思いを確実に届けることが必要だということでした。各関係者のご理解とご協力により実現される市役所内の「常設展示板」。ここに展示される障がい者の書や、絵画を含めたアート作品が、社会参加や人権啓発につながることを期待し、これを次の一歩として、前に進んでいきたいと思っています。



(C) こゆり

隣保館カレンダー

9月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営・職業相談 (10:00~)	16	土	
2	土	きらきら書道(13:00~)	17	日	
3	日		18	月	敬老の日
4	月		19	火	経営・職業相談 (10:00~)
5	火	経営・職業相談 (10:00~)	20	水	
6	水		21	木	
7	木		22	金	経営・職業相談 (10:00~)
8	金	経営・職業相談 (10:00~)	23	土	秋分の日
9	土		24	日	
10	日		25	月	エアロビクス (14:30~15:30)
11	月	エアロビクス (14:30~15:30)	26	火	経営・職業相談 (10:00~)
12	火	経営・職業相談 (10:00~)	27	水	
13	水		28	木	手芸サークル (13:30~)
14	木	手芸サークル (13:30~)	29	金	経営・職業相談 (10:00~)
15	金	経営・職業相談 (10:00~)	30	土	茶道教室 (9:00~)

【人権に関する記念日等】 9月

- 1日 防災の日
- 8日 国際識字デー
- 10日 世界自殺予防デー
- 10日~16日は、自殺予防週間
- 18日 敬老の日
- 21日 国際平和デー

- ☆ 障害者雇用支援月間
- ☆ 知的障害者福祉月間
- ☆ 発達障害福祉月間



総合隣保館主催 夏休み子ども教室

地域の子どもたちが参加してちぎり絵、手芸、書道、木工などの創作活動や手話や茶道、ゲームなどの文化体験や青少年科学館への遠足など、7・8月に10回実施し、地域の指導者を招いて楽しく活動しました。



デコパージュで飾り付け
手作り手提げバッグ

大学生のリーダーと
進化ジャンケンゲーム

ステキな写真募集中！

人権フォト&メッセージコンテスト
テーマ:つながりやきずなを感じたとき

締切り:10月31日 要項・詳細は➡
賞:特選1点:1万円 優秀賞3点:5千円
入選8点:2千円 佳作10点:1千円
商品券か図書券を贈呈します。



人権啓発紙「隣保館だより」9月号 (毎月1日発行)

令和5年9月1日発行 三木市市民生活部人権推進課 編集
〒673-0501 三木市志染町吉田 823 三木市立総合隣保館
TEL 82-8388 FAX 82-8658
E-mail jinken@city.miki.lg.jp

2023

10月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

テーマ：誰一人取り残さない学び
を保障するために

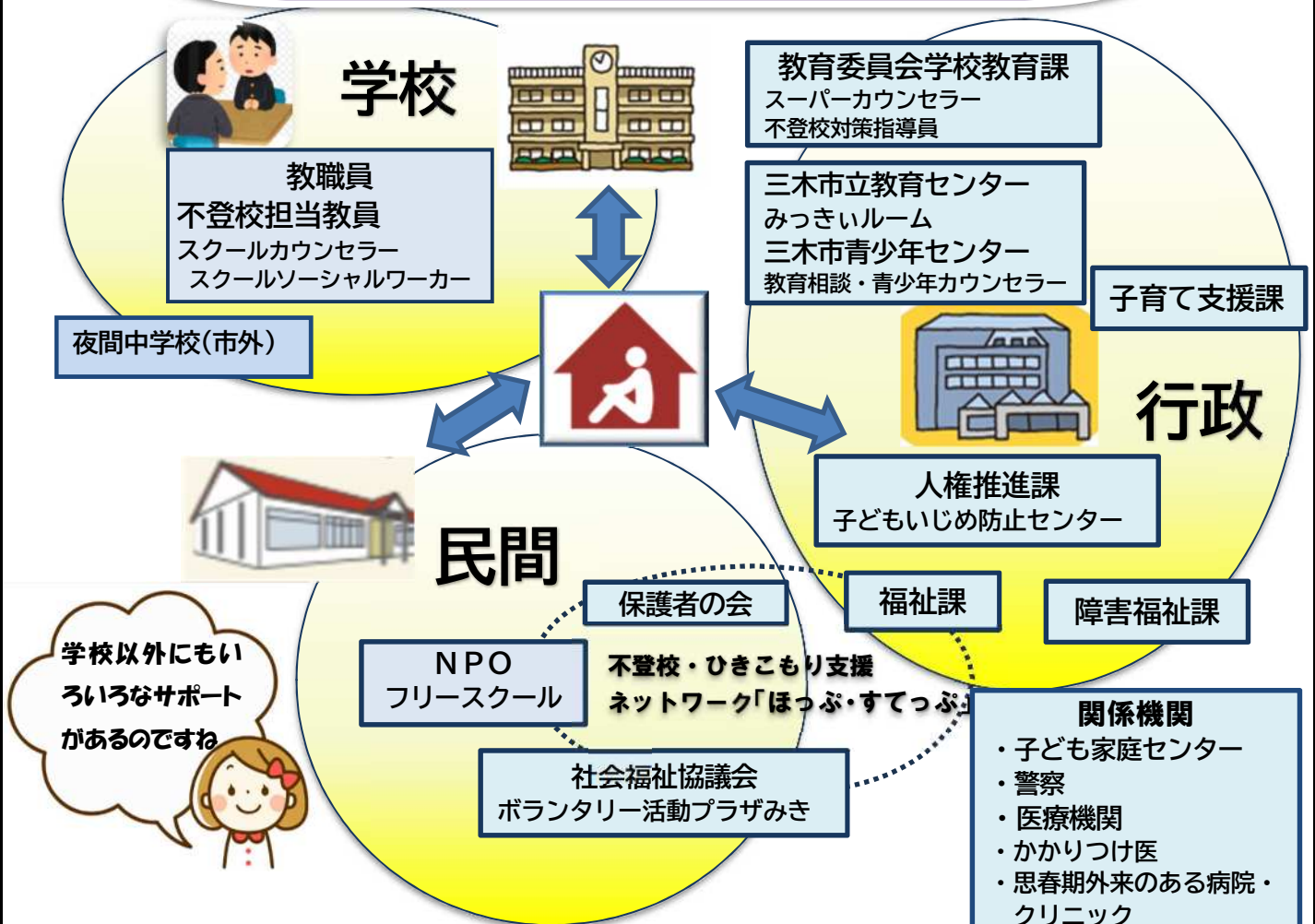
「隣保館だより」ホームページ（カラー版）
URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougo-urinpoka/>



発明王、エジソン。日本の植物学の父、牧野富太郎。二人の共通点は？それは、小学校中退だったことです。学校に行かなかった二人ですが、ともに素晴らしい研究成果を挙げました。人それぞれの学び方があるということでしょうか。学校教育も多様な学び方を進めようと現在、様々な改善がなされています。

近年、様々な要因で不登校になった小中高等学校の児童生徒が急増し、大きな社会問題となっています。国は、不登校・ひきこもりをはじめ、十分に教育を受けられない、受けられなかった人たちに、「誰一人取り残されない学び」を社会全体で保障しようと、学びの多様化学校や夜間中学校の設置などの政策を進めています。三木市でも、不登校生やひきこもりの人たちを支援するため、学校、行政、民間の関係機関が連携し、社会的自立をめざした支援や学びの場の提供、相談活動等に取り組んでいます。

三木市の誰一人取り残さない学びの支援体制（イメージ図）



令和5年10月(第257回)

人権の小窓 (1)

不登校という選択

～キラキラと輝くために～

フリースペース S-BASE 代表 清水 ひとみ

私が娘の不登校と向き合った当時は、不登校生への支援目標が「学校復帰」の一択でした。学校に行けないことは恥ずかしいことという思いと、学校に行けないことへの罪悪感を抱え、家に籠る日々。私自身もダメな母親というレッテルを貼られた気持ちになり、前にも後ろにも進めず、ただ立ち尽くしていました。壁を作り、孤独に耐えるしかありませんでした。

その経験を活かし、親のサポート、子どもの居場所となるようにと、フリースペース S-BASE (エス・ベー



ス)を設立し、学校以外の学びの場として、地域と繋がり、不登校の子どもたちでもワクワクするような体験を提供しています。子どもたちは未来を担う大事な地域の財産です。地域の方と繋がり、学ぶ機会を大事にしながら、社会の一部として地域貢献できる機会を提供しています。

多様な生き方・多様な学び

不登校児童生徒数は全国で25万人に迫る勢いで増え続けています。2016年に教育機会確保法が施行され、学校以外の居場所の必要性も認められるようになってきました。このように、不登校ではなく、学び場を選択できる社会、子どもたちの多様な生き方が認められる社会へと変わろうとしています。ですが、現実はまだまだ多様性よりも同調性(協調性)が求

(筆者プロフィール)

S-BASE 代表 清水 ひとみ

メンタル心理カウンセラー

2020年6月フリースペース S-BASE 設立

2023年9月フリースクール S-BASE2号

店設立。親の会「おや BASE」も毎月開催



められ、人と同じであるように選択し、評価される社会です。そんな社会に違和感を覚え、学校に行きづらくなった子どもの多くは、自尊心が低いと感じます。その原因の一つに自己決定の欠如があります。そこで、子どもたちとの関わりで私たちが意識していることは、どんな小さな選択でも自己決定を促し、その選択を評価しないことです。そういった関わりを続けることで、子どもたちは少しずつ自信を取り戻し、自尊感情も向上します。自尊感情が向上すると、自分を頼りに歩き始めるようになるため、生き生きと活動を始めます。

公教育だけでなく、フリースクールやホームスクールなどのような学びの場を自由に選択でき、また、より自分を輝かせ、自分の世界を広げるためにはどのスタイルで学ぶことが一番良いのかを選択できるようになれば、不登校という言葉もなくなると思います。

三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ・すてっぷ」が目指すもの

三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ・すてっぷ」は、三木市内の不登校・ひきこもりの支援を行う行政、民間、市民団体が手を取り合って、立場を越えて連携し、全力でサポートをしようと2021年に発足しました。

様々な理由で地域や社会との関わりが難しい方やその家族の勇気のSOSに迅速に応え、一步を踏み出せる伴走者となることを目指しています。

現在、S-BASE は、学校に行きづらいお子様の居場所の提供、親御さんの相談といった役割を担っています。

不登校は引きこもりの入口になることもあります。その入口での関わりで、少しでも人の温かさに触れ、人に頼ることを知り、自分らしく生きることを取り戻せるよう伴走したいと思います。



人権の小窓 (2)

「姫路に夜間中学校が 開校しました」

ひょうご夜間中学をひろげる会

副代表 原田 貞雄



「学校(夜間中学)へ行き始めて、私は、ものごとくに感動して涙がよく出るようになり、泣くまいと、歯を食いしばって生きてきたせいか、ものごとの楽しさを感じませんでした。今は、ものを見ても聞いても、嬉しさも楽しさも、肌で感じるようになりました。勉強して少し文字が読めるようになって、街の看板も新聞の見出しも、買い物、レシートさえも、声を出して読みたくなりました。・・・」

これは、姫路から神戸の西野分校という夜間中学校に通われた村上玉子さんの作文です。これを読めば、学ぶ事、すなわち教育を受ける権利は基本的人権であることがお分かりいただけると思います。このあと、初めて住所や名前が書けた時の嬉し涙は、甘かったとつぶつぶておられます。感動の作文でした。

兵庫県に限らず、学齢期にいろいろな事情で学校に通えなかった方が大勢おられることが2020年度の国勢調査で分かってきています。このような方々の一人一人の事情に合わせて、義務教育の機会を保障すべきとする「義務教育機会確保法」が

(著者プロフィール)

原田 貞雄 (はらだ さだお)

ひょうご夜間中学をひろげる会・副代表
姫路市教育委員会人権教育課長、学事保健課長を経て小学校長として定年退職。
在職時より、仲間とともに「姫路に夜間中学を」の運動をはじめた。

2016年に施行されて以来、全国に少しずつ夜間中学校が開校されるようになってきました。2023年春に全国41番目の夜間中学校として「姫路市立あかつき中学校」が開校しました。夜間中学校は、年齢、性別、国籍に関わりなく、共に学ぶ場として開校されました。若い人から高齢の方まで、もちろん話す言葉や肌の色にも関わりなく、各人の色々な背景の上にたって共にそれを認め合いながら学ぶ、そこは自己実現の場となっています。

あかつき中学校は、姫路市立の中学校となっていますが、西播磨、東播磨地域のほとんどの各自治体とはすでに連携協定が結ばれており、神戸の2校、尼崎の1校と合わせて条件に合う夜間中学校に通えるようになっています。現在、市外の方も複数名おられ、三木市からの希望もあるようです。入学申し込みの窓口は各市町の教育委員会となっています。

学校は、「JR 東姫路駅」から徒歩5分の距離にあります。生徒さん用の駐車場はありませんが、自動車通学も可能なようです。授業は一日4時間で、給食も準備されています。公立中学校ですから、もちろん費用は無料となっています。

学ぶことは、人権を保障する行動そのものですが、実際には「夜間中学に通っています」と近所の方に話せない生徒さんがおられることも事実のようです。基本的人権がすべての人に保障される世の中の実現を進めていきたいものです。





(C) こゆり

隣保館カレンダー

10月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日		16	月	
2	月		17	火	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (総合隣保館)
3	火	経営・職業相談 10:00～	18	水	
4	水		19	木	人権相談 (三木市役所)
5	木		20	金	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (吉川町公民館)
6	金	経営・職業相談 10:00～	21	土	
7	土	隣保館視察研修 (長島愛生園 (予定)) きらきら書道 13:30～	22	日	
8	日		23	月	エアロビクス 14:30～15:30
9	月	スポーツの日	24	火	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (総合隣保館)
10	火	経営・職業相談 10:00～	25	水	
11	水		26	木	手芸サークル 13:30～
12	木	手芸サークル 13:30～ 人権相談 (吉川支所)	27	金	経営・職業相談 10:00～
13	金	経営・職業相談 10:00～ 人権相談 (緑が丘町公民館)	28	土	茶道教室 13:00～
14	土	茶道教室 13:00～	29	日	
15	日		30	月	
			31	火	経営・職業相談 10:00～

人権フォーラム開催

時刻 18:30～19:45

17日(火) 三木市立総合隣保館

- ①色覚異常はおもしろい(作文朗読)
竹下 征吾さん(平田小5年)
- ②絆カフェ「カリヨン」の活動を通して
木村 優海さん、吉留 翼さん、橋爪 愛翔さん
(関西国際大学保健医療学部)
- ③みんなで行きたい「スマイル学級」
永松 郷子さん(吉川小主幹教諭)
- ④どんな私でも大丈夫
寺尾 直美さん(なほみ助産院 院長)

20日(金) 吉川町公民館

- ①二歳の妹に教えてもらったこと(作文朗読)
三宅 和音さん(三木中3年)
- ②子どもも大人も幸せであるために
藤本 恵美さん(別所認定こども園長)
- ③子ども達から教わった「思い」への尊重
猶原 恵理さん
- ④息子との出会いと別れ
大西 秀樹さん(三木市議会議員)

24日(火) 三木市立総合隣保館

- ①すぐ行動(作文朗読)
前田 采音さん(別所小4年)
- ②このごろ思うこと
浦 佑里佳さん
- ③私が日本社会から受け取ったものが返していくもの
バレンスエラ エドさん(三木市国際交流協会会員)
- ④不登校の子供たちが教えてくれたこと
清水 ひとみさん(S-BASE代表)

皆様の参加をお待ちしています

人権教育指導員研修会で

映画DVD「破戒」を鑑賞しました

去る8月31日、島崎藤村原作「破戒」の映画、DVDビデオを指導員20名で視聴しました。人気俳優間宮祥太郎が演ずるのは、自らの出自に苦悩する主人公丑松。子どもたちと丑松との別れを描くラストシーンに心を揺さぶられました。



〈視聴した指導員の感想(抜粋)〉

- 「差別は人の心から簡単に消えない」「弱いから差別する」「耐えるしかない」など、考えさせるセリフが多かった。
- 大感動でした。一人の勇氣ある行動・言動が波動し、血脈として次世代へ受け継がれることを希望します。また、その一人になっていきたいと思います。人は部落、生まれによってではなく、振る舞い、行動によって真価が問われるものだと思います。

◎ 映画DVD「破戒」(上映時間 119 分)は、三同教のビデオライブラリーに所蔵。学校や団体の人権研修用教材として総合隣保館で貸し出しをしています。ぜひご活用ください。

人権啓発紙「隣保館だより」10月号 (毎月1日発行)

令和5年10月1日発行 三木市市民生活部人権推進課 編集
〒673-0501 三木市志染町吉田 823 三木市立総合隣保館
TEL 82-8388 FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

2023

10月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

テーマ：誰一人取り残さない学び
を保障するために

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）
URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougo-urinpokan/>

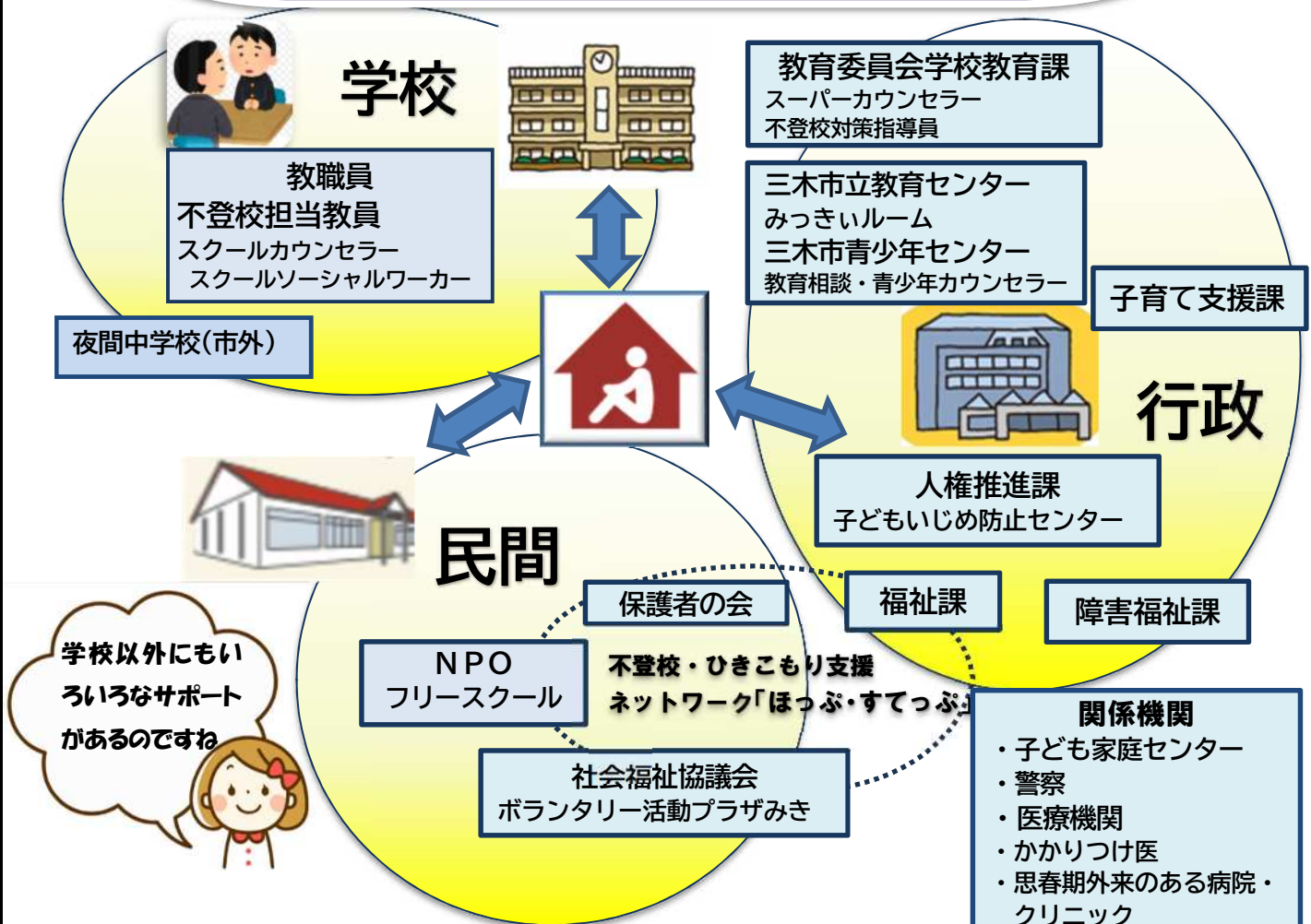


QRコード⇒

発明王、エジソン。日本の植物学の父、牧野富太郎。二人の共通点は？それは、小学校中退だったことです。学校に行かなかった二人ですが、ともに素晴らしい研究成果を挙げました。人それぞれの学び方があるということでしょうか。学校教育も多様な学び方を進めようと現在、様々な改善がなされています。

近年、様々な要因で不登校になった小中高等学校の児童生徒が急増し、大きな社会問題となっています。国は、不登校・ひきこもりをはじめ、十分に教育を受けられない、受けられなかった人たちに、「誰一人取り残されない学び」を社会全体で保障しようと、学びの多様化学校や夜間中学校の設置などの政策を進めています。三木市でも、不登校生やひきこもりの人たちを支援するため、学校、行政、民間の関係機関が連携し、社会的自立をめざした支援や学びの場の提供、相談活動等に取り組んでいます。

三木市の誰一人取り残さない学びの支援体制（イメージ図）



2023
11月

隣保館だより



テーマ：高齢社会を生きる

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）
URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/>



「誰か」のこと？いいえ、「私」のこと！

～年齢を重ねても安心して明るく暮らせる社会を～

内閣府の世論調査（右図）で、「高齢者に関し、人権問題だと思ったこと」の問いで多かった回答は、

- ①「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」（44.7%）
- ②「病院での看護や介護施設において劣悪な処置や虐待を受けること」（33.6%）
- ③「高齢者が邪魔者扱いされること」（31.7%）でした。

三木市においては、人口の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢者の人権問題は自分には関係のないことと思っても、高齢は避けられません。必ず直面する「自分事」なのです。高齢者が被害にあったり社会から排除されたりすることのないよう、地域や職場、家庭において多世代交流を積極的に進め、相互の人権を尊重する心を育てていくことが大切です。

そして、高齢者をはじめ、全年代の人たちが持てる力を発揮し、多方面で活躍できる「エイジレス社会」を実現しましょう。



(C) こゆり

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査から)



次ページ「人権の小窓」の紹介

★「高齢社会を生きる」をテーマに、
3人の方にご寄稿いただきました。

- 「高齢者問題？を考える」(三木市社会福祉協議会会長 植田吉則さん)
- 「チャンス到来 ハッピーライフ」(小林伶子さん)
- いろいろな出会で元気な今がある(三木市老人クラブ連合会会長 西田博之さん)

会場 三木市立総合隣保館

12月6日(水)～12月10日(日)

作品展示

9:00～21:00

※10日は15:30まで

場所 2階及び1階ロビー周辺

12月10日(日) 12:30～15:30

記念講演等

- 開会行事 12:30～
- 舞台発表 13:10～
- 記念講演 14:00～15:30

演題「ネガティブは駄目、ポジティブでいこう」
一人権・同和教育メッセージを少し変えるために～

講師 福祉社会学研究所 所長 江嶋 修作さん

抽選会

15:30～
※記念講演終了後

場所 1階大会議室

総合隣保館文化祭は、多くの人が人権と差別について学び、交流する文化の祭典です。豊かな人間関係と人権を大切にすると共に、共生の社会を築き、共に人権文化を創造していくことを目的に開催します。記念講演や作品展示、抽選会もあります。お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください！





人権の小窓

高齢者問題?を考える ～市社協の事業を通して～

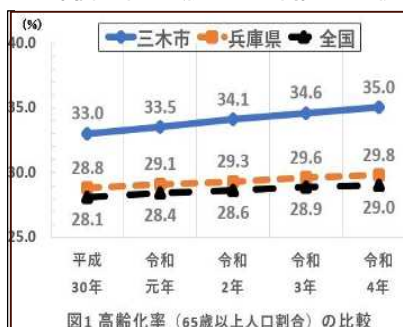
三木市社会福祉協議会 会長 植田 吉則

増え続ける高齢者

三木市の高齢化率(令和4年9月30日時点)は35.0%で、国や県のそれを上回って推移しています(図1)。日本の高齢化率は世界トップですから、本市の高齢化率は世界の国々の中でも先頭集団を走っているといっても過言ではありません。

誰もが年を重ねるにつれ、身体の筋力は衰え、様々

図1 高齢化率(65歳以上人口割合)の比較



な認知機能も低下します。転倒リスクも増え、寝たきりや車椅子の生活になる確率も高まります。すなわち、支えられる側になるケースが多くなるのです。本市の高齢者

夫婦のみの世帯の割合は、国・県と比べると高く、高齢者単身世帯の割合も、令和2年には、ほぼ同水準となっています。様々な支えを必要とする高齢者が年々増加しているのが現実です。

高齢者を支える「元気高齢者」

私は、この現状をネガティブにではなく、ポジティブに捉えるようにしています。健康寿命の延びに見られるように、年を重ねても、元気に農作業や運動、趣味を楽しんでいる、いわゆる「元気高齢者」が年々増えているのも確かです。現在、三木市社会福祉協議会(以下、市社協)では、こういった「元気高齢者」の皆さんのマンパワーを活用して、高齢者をサポートするいろいろな事業を展開しています。

◎「高齢者ファミリーサポートセンター」

市社協の運営している市の受託事業で、依頼会員が協力会員が支えるというシステムです。内容は、買い物や部屋の片付け、庭の草むしり、電球の付け替え等、多岐にわたりますが、担当職員が依頼会員と協力会員のニーズを聞き取り、マッチングをしています。平均年齢

【筆者プロフィール】 植田 吉則

三木市立小学校教員として37年間勤務。

2015年3月市内小学校長定年退職。同年4月から兵庫教育大学教育実習総合センターで3年間勤務。2018年6月から現職。

は依頼会員82.9歳、協力会員67.2歳と、まさに高齢者が高齢者を支えています。支援員さんの平均年齢は72.9歳で、いつも元気に支援活動をしてくださっています。

◎「日常生活自立支援事業」

障がいや認知等の問題により、ご自身での金銭管理に不安を感じられている利用者さんの通帳を市社協が預かり、定期的に支援員さんが訪問し、金銭管理の手伝いをするという仕組みです。

◎「移送ボランティア」

高齢や障がい等により自力での歩行が困難な方の送迎を支援する事業です。

◎「育児ファミリーサポートセンターボランティア」
育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

支援員さんの声

あるとき、ある支援員さんが笑顔で私に、

「利用者さんの家に行って、話をするだけでも、こちらが元気もらうことが多いわ!」

と話してくださいました。この方のように、高齢者を支えながらも、支えられる高齢者から逆に元気づけられているケースも多いのではと感じています。

高齢社会のキーワード

高齢者問題がテーマの講演会で、講師先生が「支え上手は支えられ上手なのですよ。」と言われたことが今も私の心に強く残っています。人を支えた経験があるからこそ、自分が支えられる側になった時、どのように「ヘルプ!」のサインを出せば上手く支えていただけるかが分かるということです。

高齢者だけでなく、地域で暮らす多様な人々が、互いに支え、支えられる関係をどんどん創り、増やしていくことによって、肩車型社会を克服する地域共生社会が必ず創造できると信じています。

(図1は、第1回三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会会議資料を基に筆者が作成。)



ハートフル コラム

チャンス到来 ハッピーライフ!!

小林 伶子

傘寿を目前にしていますが、後期高齢者という言葉には少し抵抗を感じます。前期・後期の次は末期?まるでこの世の終わりみたいと嫌な感じになってしまうのです。そうは言っても、私は後期高齢者の真っ只中、今の生活を振り返ってみました。

まず、朝寝・昼寝・夕寝は思いのまま、都合の悪い時は聞こえないふり、友人とお茶しながら何時間もおしゃべり、温泉通い。さらに60の手習いで始めた英会話や韓国語は今も継続中。コミュニティスクール(コミスク)の協力と称して地域の学校をウロチョロ、認知症サロンや手作り絵本の読み聞かせのボランティア等々…。毎日のように「きょういく」(今日行くところがある)と「きょうよう」(今日用がある)で、もりだくさんの日々です。

そこで、私は「後期高齢者」を自由気ままな生活ができる「好機幸齢者」と換えてみました。

そうなんです。仲間のみなさん、チャンス到来(好機)、ハッピーライフを楽しみましょう。

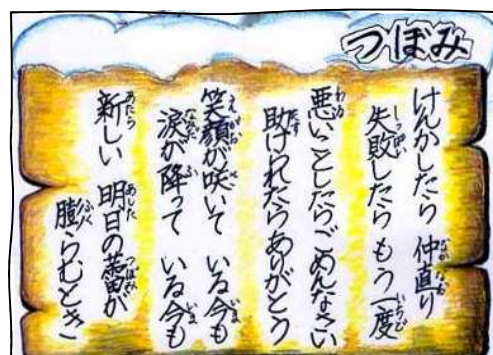
小林伶子さんプロフィール

1944年 秋田県生まれ

1966年～三木市小学校教員(34年間)
(内市内小学校長5年間)

2002年～人権教育指導専門員

主任児童委員、隣保館運営
委員・三同教企画運営委員
を歴任



いろいろな出会いで元気な今がある**

三木市老人クラブ連合会 会長 西田 博之

私は現在 83 歳。私の「仕事」と言えば、三木市老人クラブ連合会や地域の老人クラブのお世話です。肩書は重く、市内、県内のイベントなどで休む暇がないほどですが、多くの方々との交流の中で笑顔をいただきながら、お陰様で元気に過ごしています。

私は高知の生まれで、30 戸ぐらいの集落に育ちました。都会に憧れていた私は 18 歳の頃、従妹の夫の誘いを受け、神戸の従妹の家に下宿させてもらい、田舎から出稼ぎに来ていた叔父の知人の紹介で就職できました。この時ほど故郷や親類の皆さんにお世話になった有難さが身に染みたことはありません、今の私の原点です。再雇用を含めこの企業で47年間懸命に働き、社員や多くの人との交流の必要性を学びました。

昭和50年に神戸から緑が丘町に転宅。地域になじむため長男が入部した少年野球チームのコーチを引き受けました。また地域のソフトボール同好会にも参加し、そこである親子と出会い、障がいのあるお子さんの親の気持ちを知ることもできました。

青山地区に転宅して、平成 3 年に自治会の立ち上げに参加、平成 6 年から民生委員児童委員を21年間やらせていただきました。登下校を見守る「人の目の垣根隊」の活動は今も続けています。自治会の素晴らしいリーダー、垣根隊で知り合ったダウン症のK君など、地域活動におけるたくさんの人との出会いは今も忘れられません。

地域活動が減少し、人間関係も希薄になったと感じる昨今、これからいろいろな出会いを大切に、人生 100 歳まで元気に生きる。これが今の私の目標です。





(C) こゆり

隣保館カレンダー

11月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	経営・職業相談 10:00～	16	木	人権相談（三木市役所）13:00～16:00
2	木		17	金	経営・職業相談 10:00～
3	金	文化の日	18	土	三同教研究大会 13:30～ 教育センターほか 茶道教室 13:30～
4	土	きらきら書道 13:00～	19	日	
5	日		20	月	
6	月		21	火	経営・職業相談 10:00～
7	火	経営・職業相談 10:00～	22	水	
8	水		23	木	
9	木	手芸サークル 13:30～ 人権相談(吉川支所)	24	金	経営・職業相談 10:00～
10	金	経営・職業相談 10:00～	25	土	全国人権・同和教育研究大会（1日目） (明石市、神戸市ほか)
11	土	茶道教室 9:00～	26	日	全国人権・同和教育研究大会（2日目）
12	日		27	月	エアロビクス 14:30～15:30
13	月	エアロビクス 14:30～15:30	28	火	経営・職業相談 10:00～
14	火	経営・職業相談 10:00～	29	水	
15	水		30	木	手芸サークル 13:30～

人権フィールドワーク参加募集

主催：三木市人権・同和教育協議会、人権推進課
「ウトロ平和祈念館」「清水寺周辺人権の地」



京都市宇治市ウトロ地区。
1940年から「京都飛行場建設」に集められた在日朝鮮人労働者たちの飯場跡に形成された集落に建つ平和祈念館での学習



京都の文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がうかがえる名利、名庭、史跡をガイドボランティアの案内で巡る人権学習

- ◆ 実施日 2024(令和6)年1月27日(土)
 - ◆ 集合 午前7時50分 ◆ 定員 40名(先着順)
 - ◆ 参加費 2,500円
 - ◆ 募集期間 2023年11月6日～2024年1月9日
 - ◆ 申し込み 電話・メール・FAXにて受付
- 三木市人権・同和教育協議会 TEL (0794) 82-8388
FAX (0794) 82-8658 Email:sandoukyo@ns.miki.ed.jp

人権クイズ 高齢者編

三木市では、高齢者の健康づくりをサポートするいろいろな体操を作成しています。その体操の名前はなんでしょう。○の中に文字を入れてください。

- 第1問：日常生活に必要な筋力や体の動き、バランスなどを身につけることができる、
「みっきい☆○○○○体操」
- 第2問：膝を支える筋力をつけることができる、
「みっきい☆○○体操」(漢字2文字)
- 第3問：しっかり噛む、飲み込む力を保つことができる「みっきい☆○○○○体操」

答え：1＝「いきいき」2＝「健脚」3＝「にこにこ」です。
※ 現在市内で自主的に体操を行っている教室(みっきい☆いきいき体操自主教室)は116あります。近くの教室を教えてください。新たに教室を立ち上げたい方は三木市介護保険課まで。ホームページで動画を視聴できます。またDVDの貸し出しもしています。
問い合わせ TEL 0794-82-2000(内線2349)まで。

人権啓発紙「隣保館だより」11月号 (毎月1日発行)
令和5年11月1日発行三木市市民生活部人権推進課編集
〒673-0501 三木市志染町吉田 823
三木市立総合隣保館 TEL 82-8388 FAX 82-8658
E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

2023

12月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

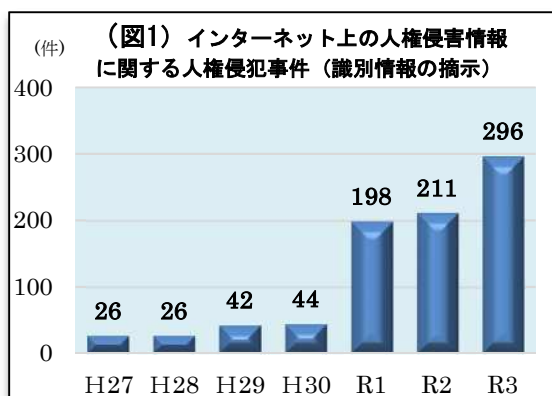
「隣保館だより」ホームページ（カラー版）

URL=https://www.city.miki.lg.jp/site/sougouri
npokan/

テーマ：インターネットと人権

インターネットは、私たちの生活を豊かにしてくれる便利なものです。しかし、使い方を間違えたり悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。皆さんもSNSや掲示板などで、誹謗中傷やプライバシーを侵害するような書き込みを見たことがありませんか。とりわけ近年、インターネット上で特定の地域が同和地区である、またはあ

ったと指摘する情報（「識別情報の摘示」）が増加しています（図1）。インターネット上の人権侵害は、深刻な社会問題です。軽い気持ちで使うことで知らず知らずに自分の人権が侵害されたり、誰かを傷つけたりしていることがあるということに十分気をつけなければなりません。



（法務省人権擁護局『令和3年における「人権侵犯事件」の状況について』より抜粋 当該作成資料）

インターネット上の人権侵害

- 1 ネットいじめ
- 2 著名人に対する誹謗中傷
- 3 個人情報の拡散
- 4 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ
- 5 インターネットによる差別 など

ネットで相手を傷つけないために

- ◎ 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。
- ◎ 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。
- ◎ 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。
- ◎ 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。
- ◎ 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

気をつけて
使おう！



©こゆり

ネット被害から自分を守るために

- SNSの使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。
- 自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。
- 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。
- ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。
- インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。
- どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

公益財団法人人権教育啓発推進センター発行「考えようインターネットと人権〈四訂版〉」より引用

★次ページ「人権の小窓」は、「みんなで人権尊重のまちづくり」～隣保館に来ませんか？～ 人権推進課長 平井隆禎

人権の小窓

(259)

令和5年12月

みんなで人権尊重のまちづくり

～隣保館に来ませんか？～

三木市市民生活部 人権推進課
課長兼男女共同参画センター所長

ひらい たかよし
平井 隆禎

商業振興、財政、秘書、交通政策、債権管理担当
などを経て令和2年4月から現職。

☆ インターネット上での人権侵害

近年、SNSなどでの個人に対する悪質な誹謗中傷が原因で、自ら命を絶たれる事件が起きています。また、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別をはじめあらゆる差別を助長する書き込みなどが見られます。

誹謗中傷の書き込みなどをする人は、匿名で気軽に行っているのかもしれませんが、それによって人が幸せに生きる権利を奪い、ときには命をも奪うことにつながりかねないということを知っていただきたいと思います。

そのような中、三木市では、インターネット上での差別の防止、差別の助長や拡散の防止、インターネット上で差別がなされているという現状を知っていただくことなどを目的に、令和元年度から「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を実施しています。

令和4年度までの4年間で51件の差別書き込みを発見し、サイト管理者に削除するよう依頼した結果、16件の削除につながっています。発見した51件には、市民の方から情報を提供していただいた4件も含まれています。差別書き込みなどを発見された場合は個別に対応せずに隣保館までご連絡ください。

☆ そっとしておけば差別はなくなる？

2016年に市が実施した「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」では、「日常生活の中で、まだ同和問題が残っていると感じたことがありますか」という問いに、37.1%の方が「ある」と答えて

います。また、「同和問題がなくなる原因は何だと思いますか？」という問いに、28%の方が「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分だから」と教育・啓発の必要性を感じています。

一方で、同じ問いに、19.8%の方が「同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから」と答えています。この数字には驚きを隠せません。

同和問題について学習をするから部落差別はなくなるのでしょうか？ 答えは「NO」です。なぜなら、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別に関する誤った情報、差別を助長する書き込みなどがある中、学ぶことによって正しい知識を得ていなければ、それらの情報を鵜呑みにしたり、差別を助長・拡散してしまったりする可能性があるからです。

そっとしておけば差別はなくなるという考えはどうでしょう？ この答えも「NO」です。例えば、「そっとしておけば差別はなくなる」の「差別」に「いじめ」という言葉を入れてみてください。そっとしておけば「いじめ」はなくなりますか？ いじめられている人に「そのうちいじめはなくなるからそれまで我慢しようね」と言っていることと同じことになりませんか？

このような「寝た子を起こすな」と考える人たちにこそ、人権問題を自分の事としてとらえていただく必要があると考えます。

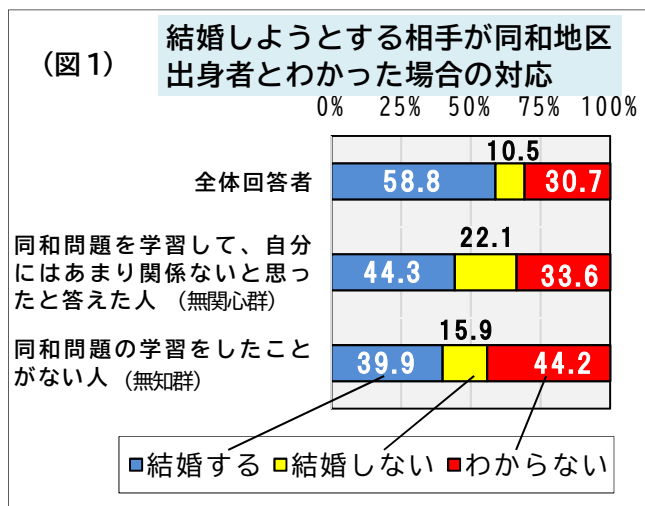
☆ 私は差別しないから関係ない？

同じ調査で「同和問題の学習について、あなたはどのような感想をもちましたか（もっていますか）」と

いう問いに、**9.1%**の方が「**自分にはあまり関係ないと思った**」と答えています。

「**自分が差別をしなければ関係ない**」。それでいいのでしょうか。例えば友だちがいじめられている状況に出くわしても、「自分はいじめをしないから関係ない」と言って、見て見ぬふりをするということになりませんか？ みんなでなくそうしなければ差別やいじめはなくならないですね。

同じ調査で、「同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った」と答えた人（無関心群）と「同和問題を学習したことがない」と答えた人（無知群）が、「**結婚しようとする相手が同和地区出身者だとわかった場合どうしますか**」という問いにそれぞれどのような回答をしたか整理してみました。（図1）



「**同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った**」と答えた人（無関心群）は、「**結婚しない**」と答えた人が**22.1%**と、全体の回答**10.5%**に比べて**2倍以上多い結果**になっています。

また、「**同和問題を学習したことがない**」と答えた人（無知群）は、「**結婚する**」の回答が**39.9%**と全体の回答**58.8%**に比べて、**20%近く少なくなっています**。加えて、半数近くの**44.2%**が「**わからない**」と回答しています。この「**わからない**」（**44.2%**）と「**結婚しない**」（**15.9%**）の回答を合わせた **60.1%の人は、インターネットなどで誤った情報を鵜呑みにしたり、部落差別を助長・拡散したりする可能性がある**と言えます。

このように、同和問題に関して「**無関心**」な人や「**無知**」な人は、当事者となった場合、差別してしまう可能性

が高いという結果がハッキリと出ました。これらのことから、「**部落差別が残っていることを教育・啓発で取り上げて広める**」ことが今後も必要だと考えます。

☆ 正しい知識の習得

人権学習が大事だという理由はほかにもあります。

1つめの理由は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権課題が存在することに加え、近年、多様な性、ヤングケアラー、8050問題など、人権課題が多様化・複雑化しているからです。いろいろな課題をテーマにした学びの機会に参加して新しい知識を得ることが重要です。

2つめの理由は、人は経験の積み重ねや日常の暮らしで自分にとっての当たり前や偏見、思い込みなどができていくからです。自分にとっての当たり前や思い込みを人に押し付けて、だれかを無意識のうちに困らせたり不快な思いをさせたりしてしまっているかもしれません。住民学習などの学びの場に参加して、自分は無意識に思い込みをしているということを知ったり、ハツと気付いたりすることが大事だと思います。

☆ 隣保館に来ませんか？

隣保館に来られたことはありますか？

隣保館では同和教育セミナーや人権フォーラム、人権について五感で学ぶフィールドワークなどさまざまな人権学習の催しを開催しています。

人権尊重のまちづくりの担い手は行政と市民の皆様です。隣保館の催しに加え、各自治会で実施されている住民学習、公民館や各地域で開催されるセミナーや研究大会などの学びの機会に積極的に参加して、みんなで誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めていきましょう！



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営・職業相談 10:00～ 人権相談（緑が丘公民館）	16	土	
2	土		17	日	
3	日		18	月	
4	月		19	火	経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～
5	火	経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～	20	水	
6	水	隣保館文化祭作品展示（～10日まで）	21	木	人権相談（三木市役所）13:00～16:00
7	木	人権相談（吉川支所）	22	金	茶道教室 9:00～
8	金	経営・職業相談 10:00～	23	土	茶道教室 9:00～
9	土		24	日	
10	日	第40回隣保館文化祭（記念講演他）	25	月	エアロビクス 14:30～15:30
11	月		26	火	
12	火	経営・職業相談 10:00～	27	水	フラワーアレンジメント 17:00～
13	水		28	木	
14	木		29	金	休館（～1/3まで）
15	金	経営・職業相談 10:00～	30	土	
			31	日	

「誰か」のことじゃない

人権週間 12月4日～12月10日

1948年12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。有名な第1条の条文を紹介します。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められ、法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、1949年から毎年全国で人権啓発活動を特に強化して行っています。

当隣保館でも、この期間に隣保館文化祭を開催するなど、人権啓発活動に力を入れています。



令和5年度 人権フォーラムを終えて

10月17日（火）、20日（金）、24日（火）総合隣保館において（20日は吉川町公民館）人権フォーラムを開催し、延べ237名が参加されました。

小・中学生の作文朗読をはじめ、さまざまな職業や立場の方に、人権についての想いや意見、体験を発表していただき、参加者とともに人権の認識を深め合う貴重な機会となりました。



フラワーアレンジメント

募集 「新春を生ける」 講師 田中真紀さん

- 日時 12月27日（水）17:00～19:00
 - 場所 三木市立総合隣保館
 - 費用 5,000円
 - 持ち物 はさみ・花器（15cmぐらい・円形が良い）
- 【申し込み】隣保館 ☎82-8388 まで

人権啓発紙「隣保館だより」12月号（毎月1日発行）
令和5年12月1日発行三木市市民生活部人権推進課編集
〒673-0501 三木市志染町吉田 823
三木市立総合隣保館 TEL 82-8388 FAX 82-8658
E-mail: jinken@city.miki.lg.jp

2024

1月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

特集：総合隣保館文化祭

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）

URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougouri-npokan/>



年頭ごあいさつ

三木市立総合隣保館 館長 福寄 勇

2024

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

去年は、文化祭の記念講演を4年ぶりに隣保館で実施することができ、かつての活動がよみがえってきたと実感しております。

今年はさらに皆様のお力添えを賜りながら、さまざまな事業を展開していき、人権尊重の精神が日常生活の中で行動として現れる人権文化を進めるために努力してまいります。

今年も隣保館への変わらぬご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



第40回文化祭 ご協力ありがとうございました

昨年12月、地域の皆様の参画を得て、「第40回総合隣保館文化祭」を開催しました。6日からの作品展示に延べ180名、10日の開会行事や記念講演等には191名と、たくさんの皆様にお越しいただき、大いに盛り上がりしました。

次ページ「人権の小窓」は、文化祭で上演された人権劇「町の石ひ」の特集です。



RASH オープニング



実行委員長 あいさつ



来賓 市長あいさつ



大空学級 詩吟



ねえにーず 沖縄民謡



杉の子座&テアトロ三木 人権劇



江嶋 修作氏 講演

～来場者の感想～

- ◎知り合いが増える作品展を引き続き行ってほしいと思う。
- ◎舞台発表は、それぞれ個性があり、素敵な発表だった。
- ◎人権劇「町の石ひ」、子どもたちと共に上演されたことは素晴らしい取組だと感動した。
- ◎講演と言えば長い話、と思っていたが、笑いあいの楽しい講演だった。
- ◎次回は、地域の歴史を紹介する展示がほしいと思った。

人権の小窓⁽²⁶⁰⁾ 隣保館文化祭人権劇「町の石ひ」

杉の子座&テアトロ三木 初のコラボが実現！

今回の人権劇「町の石ひ」は、「テアトロ三木」と杉の子学級の子どもたちの劇団「杉の子座」とが共同で創り上げるという初めての試みでした。このコラボがどのように実現したのか。そして子どもたちや劇団員たちはどう演じたのか。感想を聞きました。

共同公演を終えて

今年 8 月に劇団の仲間から杉の子学級がテアトロ三木とのコラボを考えていると聞き、私たちにも、また子どもたちにもきっといい経験になるのと思い練習がスタートしました。劇のテーマは過去に何度か小学生が演じた地域教材「町の石ひ」。この劇を選んだのは、差別により貧しい生活を強いられていた地域の先達の何とかしたいという願いと努力により、今の私たちの生活があるということ、子どもたちにも伝えたいというのが一番の理由でした。

練習中に子どもたちが「なぜ共同公演を望んだか」を、指導されている藤原先生に聞きました。すると、「学級生が少ないこともあります、何より観てくださる皆さんに良い劇を届けたいという思いが強い」とのことでした。胸が熱くなりましたね。



合同の練習は 1 週間前の練習と文化祭当日のリハーサルのみ。でも、結果はご覧いただいた通り、素晴らしい劇になったと思います。子どもたちの良い劇を演じたいという強い思いが私たちの心も動かし、心が一つになった瞬間だったと思います。私は劇を演じていて一番心地よいのは演じた後の達成感です。子どもたちも私と同じ心地よい気持ちになっていることでしょう。

また一緒にやれたらいいな。

テアトロ三木 坂本 規



平右衛門のセリフを見てみると、思ったより多かったし、難しい劇で、今年はずっとちがってテアトロ三木の方々とするので、不安でした。

本番は、大勢の人が見に来ていたのできんちょうしたけれど、成功してよかったです。また、一緒に劇をしたいなと思いました。(6年生)

セリフが長かったけれど、たくさん練習をしてがんばりました。できるだけ大きな声でセリフを言うということを特に意識してがんばりました。

びきをやっていくうちに、登場人物になりきってできるようになりました。(5年生)

学級生・交流生の減少により、文化祭の発表をどうするかということは大きな課題でした。今年の杉の子学級のテーマの中に、「みんなで」という言葉があります。テアトロ三木の方々と一緒に劇を創っていくことで、一つのことをみんなでやり遂げる楽しさや喜びも大きくなるのではないかと思います。



い、依頼しました。大人の劇団員の方々と共に、子どもたちは、とてもがんばりました。そして大きな成長を見せてくれました。

これからもいろいろな人とつながりを持ちながら活動していきます。

杉の子学級担当 藤原 美和

語り継ぐ「町の石ひ」

昨年の隣保館文化祭で上演された人権劇に登場する「石ひ」とは、明治時代、志染町の荒れ地を開墾



し、村の窮乏を救った平右衛門（いへもん）さんの功績をたたえる頌徳碑（じゆんとくひ）のことです。

この劇は、史実を聞き取った元小学校校長赤松篤さんが、子どもたちに

差別を乗り越え、あきらめずにやり通すことの大切さを伝えたいとの願いから、「この道に続け」というタイトルで脚本を制作し、一九九〇年に児童が上演したのが始まりです。後に、兵庫

県教委の小学校高学年用教育資料「ほほえみ」の中で「町の石ひ」という教材として広く知られるようになります。

隣保館では、この頌徳碑や水を通す役割を終えても当時の苦勞が

しのばれる手掘りのずい道（トンネル）や水路の跡などを見学するフィールドワークを通して、これらの史跡を「地域の誇り」として長く語り継いでいきます。

（写真）フィールドワークに参加した小学生
右上＝頌徳碑前で話を聞く 左下＝ずい道の入口を見学

「町の石ひ」

今から百四十年前、高台にあるこの村は、周りの村に比べて田んぼも少なく、また、土地はやせて水が不足し、米がとれませんでした。そのうえ、村人のほとんどが小作で、取れた米は地主に納めなければならず、手元にはわずかしが残りません。

ある時、平右衛門という若者が、

「山すその荒れ地を田んぼにできないか」

と一人で荒れ地の掘り起こしを始めました。そして、谷の池から水を引くずい道（トンネル）の掘り方を勉強したり、水を分けてくれるよう、周りの村に頼んで回ったりしました。村の仲間もそんな平右衛門の姿を見て何人かが手伝うようになりました。

周りの村の者は、何度頼んでもなかなか「うん」とは言わなかったのですが、ようやく、「大水の時、この村がつからんよう、あんたらの村に水を流す」という条件で、必要な分だけ水を分けてもらえるようになりました。

平右衛門たちは、これで荒れ地を切り開いた田んぼに水を引けるようになったので、

「自分たちの田んぼを作るんだ」と、昼も夜もなく荒れ地を切り開き、田んぼに変えていきました。



とりわけ、「谷の池」から水を引く「ずい道」づくりは大工事で、百メートル以上もトンネルを掘り、田んぼまで用水路を作らなければなりません。長い年月をかけて作ったずい道や用水路でしたが、大水が出ると、谷の池から一斉に流される水があふれ、村中が水びたしになってしまいました。ずい道や用水路も無残に崩れ落ちてしまいました。

がっかりしていた平右衛門は、村の老人たちに、「わしらみたいに長生きしとったらよくあることや、へこたれてどうする。」

と励まされ、大水の時に村が水につからないようにと、余分の水をためておくため池を作る工事にも取りかかりました。そうして十年という長い年月をかけて大変な工事をやり遂げました。



「よかったなあ。これはわたしの田んぼや。もう小作をせんでもええ。作った米みんなわたしのものや。」

そう言って村人たちは、抱き合ってうれし涙を流しました。

（兵庫県教委平成十四年小学校高学年用教育資料「ほほえみ」より引用、要約して掲載）



隣保館カレンダー 1月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月	元日 休館日	16	火	経営・職業相談 10:00～
2	火	休館日	17	水	
3	水	休館日	18	木	人権相談（三木市役所）13:00～16:00
4	木	仕事始め	19	金	経営・職業相談 10:00～
5	金	人権相談（緑が丘公民館）13:00～16:00	20	土	子ども教室（和室）9:30～11:30
6	土	書を楽しむきらきら教室 13:00～15:00	21	日	
7	日		22	月	茶道教室 9:00～ エアロビクス講座 14:30～15:30
8	月	成人の日	23	火	経営・職業相談 10:00～
9	火	経営・職業相談 10:00～	24	水	
10	水		25	木	手芸サークル 13:30～
11	木	手芸サークル 13:30～	26	金	経営・職業相談 10:00～
12	金	経営・職業相談 10:00～	27	土	人権フィールドワーク・人権教育指導員視察研修
13	土		28	日	
14	日		29	月	
15	月		30	火	経営・職業相談 10:00～
			31	水	

総合隣保館文化祭作品展示

これらは一部ですが、趣向を凝らした多くの作品が寄せられました。人権に関するメッセージや諸団体の生き生きとした活動の様子が伝わってきます。ありがとうございました。



人権啓発紙「隣保館だより」1月号
令和6年1月1日発行(毎月1日発行)
三木市市民生活部 人権推進課編集
〒673-0501 三木市志染町吉田823
三木市立総合隣保館 TEL 82-8388
FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

2024

2月

隣保館だより

特集:SDGsと人権

「隣保館だより」ホーム
ページ (カラー版)URL=https://www.city.
miki.lg.jp/site/sougouri
npokan/

皆さんは、「^{エス ディー ジーズ}SDGs」という言葉を聞いたことがありますか。現在、このSDGsの実現に向けて世界中で取り組まれています。SDGsとはどのようなことでしょうか。そして私たちに求められていることは何でしょうか？



～ SDGs Q & A ～

Q. SDGsって何ですか？



A. 地球上の貧困、紛争、感染症、気候変動、…。このままでは人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなる…。そのような危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、具体的な目標を考えました。それを、「SDGs」、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。2015年9月の国連サミットで採択されました。2030年までに達成すべき国際目標で、あと6年先のゴールをめざして各国で取組が進められているのです。

Q. どんな目標があるのですか？

A. 全部で17の目標と169のターゲットがあります。大きく分けると「世界中の人が幸せに暮らす」「豊かな世界にしよう」「地球環境をよくしよう」「世界平和」そして「パートナーシップが大切」というふうに分けられます。(詳しくは、次ページからの人権の小窓「SDGsの達成に向けて～県立三木北高校の取組～」をご覧ください。)

Q. SDGsと人権は関係があるのですか？

A. 大いにあります。SDGsは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、前文で「誰ひとり取り残さないこと」「すべての人々の人権を実現」という言葉が明記されています。また、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」などは人権と関わりがあります。

Q. 私たちにどんなことができるのですか？

A. たとえばあなたを含め、高齢者、女性、障がいのある人、子ども、外国人など、周りで困っている人がいればどうしたらいいか考えたり、どこかに相談したりすることも「誰ひとり取り残さない」というSDGsを実現することにつながります。また、地球環境のことを考えて「こまめに電気を消す」「マイバッグを使う」「リサイクルに心がける」といったこともSDGsにつながります。さらに、災害地や紛争地域などを支援する機関等へ寄付をしたり、古着を送ったりするのも…。



(C) 三ゆり

このように、あなたができることを考え、少しずつでも続けられることを探してみよう。

Q. 三木市でも取り組んでいるのですか？

A. はい。本市では令和5年5月22日に、三木市が提案する計画「100年後も誇りを持って暮らせるまち三木」が優れたものとして認められ、内閣府から「SDGs未来都市」に選ばれました。「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現に向けて、市民・議会・企業・団体・行政のチーム三木でまちづくりを進め、連携して自立の好循環を生み出そうと考えています。

50年後、100年後の未来にあなたは何をのこしていきますか？世界中の人と共に取り組んでみませんか。

次ページ人権の小窓は、「SDGsの実現に向けて～県立三木北高等学校の取組～」です。



SDGs未来都市選定証

人権の小窓(261)

SDGsの達成に向けて

～県立三木北高等学校の取組～

県立三木北高等学校 主幹教諭 石田 武史

○ユネスコスクールとしての三木北高校

2012年、本校はそれまで行っていた環境啓発活動や地域ボランティア参加、海外の学校との交流などの活動が認められ、県立高校初のユネスコスクールに認証されました。



(ユネスコスクールのロゴ)

○ ESD と SDGs

ユネスコスクールである本校では、ESD(持続可能な開発のための教育)を、教育方針を具体化する手段としており、すべての教育活動とこれを関連付けています。

また、2015年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、いち早くその取組を始めました。2023年12月現在、全17個の目標のうち、15個に関する活動を学校全体で行っています。

○ 本校の具体的な取組



2 飢餓をゼロに

地域の子ども食堂に家庭研究部が自分たちで制作したお菓子を持参



3 すべての人に健康と福祉を

フレイル予防プロジェクトを実施
県立のじぎく特別支援学校との交流を実施



4 質の高い教育をみんなに

書きそんじはがき回収を実施



5 ジェンダー平等を実現しよう

LGBTQ 講演会を実施



6 安全な水とトイレを世界中に

校内のトイレを節水トイレに改修



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

太陽光発電パネルを屋上に設置



8 働きがいも経済成長も

インターンシップを実施



10 人や国の不平等をなくそう

三木市若者ミーティングに参加
ランドセルを回収し、市内外国人に寄贈



11 住み続けられるまちづくりを

緑が丘駅前清掃活動に参加
東日本大震災復興支援行事に参加
三木市鬼追い式ボランティアに参加



12 つくる責任つかう責任

ペットボトルキャップの回収
服のチカラプロジェクトに参加



13 気象変動に具体的な対策を

ゴーヤのグリーncカーテンを植栽
環境講演会を実施
新入生にエコバッグを配布



14 海の豊かさを守ろう

地域での環境教室を運営



15 緑の豊かさを守ろう

カタクリ自生ボランティアに参加



16 平和と公正をすべての人に

「平和の鐘を鳴らそう」活動に参加



17 パートナリシップで目標を達成しよう

国際交流事業に参加
宮城県・南三陸高校(旧志津川高校)との交流行事を実施



(宮城県南三陸高校野球部との交流)

○ 三木市との連携

2020年に三木市と「地域との協働による高等学校教育改革推進事業に関する連携協定」を結びました。この協定は地域課題の解決を通して、共生社会を構築する力を育成することを目的としています。具体的な取組は次の通りです。

- ・御坂地区フットパスコースのサポート
- ・クールチョイス推進のサポート
- ・緑が丘小学校アフタースクールのスタッフ
- ・みつきハイキングのサポート
- ・児童センタークリスマスパーティーの運営
- ・三木市ふるさと納税 プロジェクト 10.0
- ・神戸電鉄粟生線と地域活性化



(若者ミーティング後 三木市長との記念写真)

○ SDGs の目標とターゲット

SDGsには17個の目標とそれに関連する169個の“ターゲット”があります。

最近、目標はテレビ CM や新聞広告でよく目にするようになりましたが、自治体や企業の取組に関連する目標だけが書かれていることが多く、ターゲットまで書かれていることは少ないです。

目標の設定は、SDGs の達成に取り組んでいる団体の理念などに関連付けられていることが大半だと考えられますが、目標の○番と☆番のように、数個の目標だけを達成しようとしても上手くいきません。例えば、先進国で売の商品を作るための工場を開発途上国に造り、現地の人々の雇用を生むと、現地の人々は所得を得て、豊かに暮らすことができます。しかしその反面、工場排水や大気汚染により環境が破壊され、現地の人々の生活を脅かしてしまいます。

この例のように、SDGs には片方を満たすと片方が満たされないという難しさがあることも事実です。ですから、このような“自己矛盾”を起こさないように、SDGs に取り組む際は様々な視点に立ち、バランスよく行動していくことが大切です。

○ SDGs と人権

17個の目標をさらに細分化したターゲットの多くには、現在地球上で起きている諸問題が、地域や内容を問わず記されています。特に貧困や

格差、不平等という「人権」に関する事柄が多く、例えば目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲットには、「あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」などのように、中学校や高校の授業で学んだことが数多く書かれています。2030 年までにそれらをすべて解決するというSDGsの目標もありますが、一つ一つ慎重に、そして確実に解決していくことが目標達成への近道であると思います。

本校でも、SDGs の目標やターゲットと3つの学校教育目標(環境・地域連携・国際理解)を関連付けて、様々な活動を展開しています。具体的には、SDGs の目標と学校教育の諸活動とをつなげ、それらの目的や内容を生徒が学び、授業や行事、生徒会活動、部活動など、学校全体で活動するというイメージです。学校は生徒の成長を手助けする場所です。生徒が、このような身近な学習を通してSDGsの目標とターゲットへの理解を深め、人権をはじめ環境や地域、国際理解等に関する多様な視点を持つことにより、将来どのような立場になっても、広い視野を持ち、多角的に物事を捉えられるようになることが、本校のSDGsへの取組目標と考えています。



(若者ミーティングでのグループワークの様子)

○ 三木北高校の今後

本校は市内三校(三木東・吉川・三木北)の発展的統合校の対象となり、2027 年 3 月をもって閉校します。現在、本校で行っている様々な地域との関わりや教育活動が統合校に受け継がれ、地域とともにさらに発展していくことを願っています。



隣保館カレンダー

2月



日 曜	催し・講座など	日 曜	催し・講座など
1 木		16 金	経営・職業相談 10:00～
2 金	人権相談（緑が丘町公民館）13:00～16:00	17 土	
3 土	書を楽しむきらきら教室 13:00～15:00	18 日	
4 日		19 月	
5 月		20 火	経営・職業相談 10:00～
6 火	経営・職業相談 10:00～	21 水	
7 水		22 木	手芸サークル 13:30～ フラワーアレンジメント教室 18:30～
8 木	手芸サークル 13:30～	23 金	天皇誕生日
9 金	経営・職業相談 10:00～	24 土	茶道教室 13:00～
10 土		25 日	
11 日	建国記念の日	26 月	エアロビクス講座 14:30～15:30
12 月	振替休日	27 火	経営・職業相談 10:00～
13 火	経営・職業相談 10:00～	28 水	
14 水		29 木	
15 木	人権相談（三木市役所）13:00～16:00		

フラワーアレンジメント教室



「お雛様」参加者募集

令和6年2月22日(木)18:30～

会 場:三木市立総合隣保館

講 師:田中真紀さん

参加費:3,500円

持ち物:直径15センチぐらいの円形の花器・はさみ

申込み:令和6年2月17日(土)まで

申込み先:三木市立総合隣保館

TEL:0794-82-8388



総合隣保館 使用料改定のお知らせ

令和6年4月1日から貸室の使用料を改定します。新料金は4月1日以降に利用申請された分から適用となります。なお、減免（料金の減額及又は免除）の取扱いに変更はありません。

貸室等名	現行料金 (円/時間)	改定料金 (円/時間)
大会議室兼体育館	400	600
相談室・会議室	200	150
中会議室	200	300
和室	200	200
生活改善室(調理室)	500	600
図書室	150	200
学習室	100	150



令和5年度 総合隣保館教養文化講座 スマートフォン体験講座(入門講座) 講座生募集!

令和6年3月19日(火)

13:30～15:30

会 場:三木市立総合隣保館

講 師:スマートフォンアドバイザー

定 員:20名(最少開講5名)

対 象:スマートフォンを所有していない方、または
スマートフォン初心者の方

「電話」「カメラ」「メール」等の使い方、「インターネット検索」、「アプリ紹介」などが学べます。
講座で使うスマートフォンは無料で貸出します。
(※ 個人のスマホの使用は不可)

申込み:令和6年3月12日(火)まで

問い合わせ先:三木市立総合隣保館

TEL:0794-82-8388



人権啓発紙「隣保館だより」2月号

令和6年2月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388

FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

2024

3月

～広がれ人権ネットワーク～

三木市人権啓発紙

隣保館だより

テーマ：災害と人権

No. 512

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）

URL=https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourin



1月の能登半島地震発生から2か月が過ぎました。被災地では、避難所生活を余儀なくされている避難者が、いまだに1万人以上もおられます。高齢者や障がいのある人、乳幼児・子ども、短期滞在の外国人や旅行者など、「災害弱者」と言われる人々の人権に配慮した支援が急務です。私たちができることはどんなことでしょうか。

三木市から珠洲市へ 被災地支援活動

1月25日～31日、市職員4名が珠洲市で家屋被害認定調査と避難所運営支援活動を行いました。そのうち避難所運営支援活動に従事した2人に聞きました。

商工振興課 田井良和さん

債権管理課 藤枝広起さん

公用車で26日に金沢市に到着し、27日に珠洲市に向かったのですが、ひどい状況でした。主要道路は土砂崩れやひび割れで寸断され、通常2時間で着くところが4時間半もかかって、本部のある珠洲市の健民体育館に着きました。多くの家屋が倒壊していて、津波に襲われた地区では、車が屋根の上にあるのを見ました。



担当した7か所の避難所では、水道が使えないことをはじめ、避難所の要望が届いているのか、津波被害の瓦礫処分の先行きなど、行政や公的機関の情報が圧倒的に不足していると感じました。

短い支援活動でしたが、ある避難所の黒板に書かれた言葉を見たときには、とても嬉しかったです。

支援活動をして強く感じたことは、災害が起きることを前提としてその被害を最小限に抑える「減災」の取組について、日頃から地域で話し合っておくことが大切だということです。



「珠洲のご支援に関わるボランティアの皆様へ感謝します」と書かれた掲示板

2人で避難所を何度も訪問しました。多くの家が倒壊したある地区で、自宅を提供して避難者を受け入れている所があり、地震の大きさに驚きを隠せませんでした。

支援活動は、避難所の代表者、主に区長さんなどから要望を聞き取り、必要な物資を届ける活動です。

要望の中には「下着のサイズの大きいものを」とか「水は2ℓ容器で」「同じ種類の非常食ではなく味の違うものを」などのように個々の要望に応えなければならない物がありました。また、「体温計・血圧計がほしい」といった生命にかかわる物品、「寝ているときに顔が見えないようにパーテーションを」などのように、プライバシーを守るための物品など、人権にかかわる要望もありました。

何度も訪問するうちに顔見知りになり、物資の支援だけでなく人と人との心のつながりも大切だと感じました。最後の訪問の時に「今回で最後です」と言ったら、代表の方に「もう帰るの、寂しいね」と言われ、言葉に詰まりました。やり終えたという気持ちと、心残りを覚えながら、能登の地を後にしました。



令和6年能登半島地震災害義援金を募集しています

令和6年1月9日～4月30日まで

募金箱設置場所：市役所、吉川支所、各市立公民館、三木南交流センター、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター、市民活動センター、総合隣保館

人権の小窓(262)

歌でつながるやさしさふわり

～支援活動で学んだこと～

石田裕之



いしだひろゆき

石田裕之プロフィール

シンガーソングライター。防災士、危機管理士、兵庫県ふれあい活動アドバイザー。

防災音楽ユニット Bloom Works でメジャーデビュー。NPO 法人北神戸田園ボランティアネット、P.U.S バングラデシュの村を良くする会、やっぺす、一般社団法人みずほの家理事

私は中学2年生の時、神戸市内で阪神・淡路大震災を経験しました。幸い大きな被害は受けませんでしたが、全国から様々なボランティアの方が駆けつけてくださったことが強く印象に残りました。1995 年は日本の「ボランティア元年」とも呼ばれています。いつか、神戸を助けてもらったことへの恩返しができるかという思いから、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災地へこれまで100回以上訪問し続けてきました。

初めて被災地を訪れたのは震災から2ヶ月後のこと。被災の爪痕が生々しく、避難所で過酷な生活をされる方もたくさんおられました。ボランティアセンターから割り当てられた作業は瓦礫（もとはは大事なお住まいで、持ち主にとってかけがえのない宝物）の撤去や、泥出しといった復旧のお手伝いでした。

あわせて、作業の合間を縫って避難所で慰問演奏をしませんかと、事前にご提案をいただいていた。そのお話をいただいた時は二つ返事で引き受けたのですが、いざ出発の日が近づいてくるにつれ、次第に不安になりました。

当然ですが、避難所にいらっしゃる方は、家を失くしています。大切な誰かを亡くされたかもしれない。そんな方を相手に歌なんか歌って良いのだろうか。かえって嫌な思いをさせてしまわないだろうか。そんな疑問が湧いてきたのです。そもそもなんと声をかければ良いのか、何から歌えば良いのか、いくら悩んでも見当もつきません。

結局、答えが見つからないまま当日を迎えました。体育館の玄関前に集まってくださった避難者の皆さんを前に、私は正直にそう伝えることにしました。

「今日は神戸から歌を歌わせてもらいに来ました



が、何を歌えばいいか、わかりません。ただ、古今東西のヒット曲が収録されている歌集を持ってきました。今から回しますので、聴きたい歌があればリクエストしていただけますか？そして、よければ前と一緒に歌ってください」

皆さん最初は戸惑われていました。そこへ中学生ぐらいの女の子が出てきてくれました。

「私、福山雅治の『桜坂』がいい」

「ありがとう。よかったら一緒に歌ってくれる？」

「うん、いいよ」

そうしてその子が前で歌ってくれました。すると、周りで聴いていた方から歓声が上がりました。

「〇〇ちゃんがばれー！」

「〇〇ちゃん、歌うまかったよ！」

その女の子をトップに、皆さん次々に前に出て歌っていただきました。私ではなく、地元の一人一人が主役のコンサート。次第に盛り上がっていき、最後に『上を向いて歩こう』を歌った時には、隣の人同士が肩を組んで大合唱になりました。みんなとても良い顔をしておられました。私自身も無心で楽しんでいました。こんなにも音楽をやっている良かったと思えた瞬間はありません。

コンサート終了後握手を求めて大勢の方が集まってくれました。その中の一人の女性の言葉が



忘れられず、今なお同じ地域に足を運び続けるきっかけになりました。それはこんなお言葉でした。

「今日は神戸から来てくれてありがとね。私たちの避難所にも、この2ヶ月の間にいろんな有名人や芸能人、歌手の方が来てくれて、歌ってくれたり励ましてくれたりしたよ。でも、私たちにこんなに歌わせてくれたのはあなたが初めて。この避難所はね、多い時には何百人もひしめき合って生活してるの。自分のスペースなんて畳一畳ほどしかない。プライバシーはダンボールの衝立て一枚しかない。そんな中でじっと生活していると、時には泣きたい時や叫びたい時…笑いたい時や歌いたい時だってあるけれど、周りもみんな辛い人だと思うとそういうことはできずにぐっと我慢してきたんだ。だから今日は大きな声で歌えてちょっと心が軽くなったよ。ありがとね。また来てね」

そう言って、私の手をぎゅっと握ってくださったんです。それを聞いた次の瞬間には、「絶対また来ます」と約束していました。その約束を果たす思いから、それ以来毎月一度のペースで同じ地域に足を運んできました。

私はこの経験から、ある考えが浮かびました。もしあの場で、自分が歌いたい歌、やりたい歌をやっていたら、こんなに喜んでもらえただろうか。皆さんに主役になってもらったからこそ、ここまで喜んでくれたのではないかと。そしてこれは、音楽に限らずボランティア全般に言えるかもしれない。ボランティアは自分のやりたいことをしに行くものではない。ましてや自己実現や自分探しのために行く

ものではない。被災して悲しみに暮れる地元の方々が、再び自分の足で立ち上がれるように、今何を必要とされているか、「心のリクエスト」に応えることが、ボランティアに求められるのではないかと考えたのです。

それ以来、どんな活動の時も、まずは地元の方々とつながりを大切にし、皆さんの意向を尊重してお手伝いさせていただくことを心がけてきました。私たち外部のボランティアはいずれ立ち去る存在です。地元の方々が主役であってこそ、私たちが去った後もその地域の復興が続いていくのだと思います。

そうしてお付き合いが深まるにつれ、皆さんの本音をいろいろと聞かせていただくようになりました。震災から一年が経つ頃、ボランティアも報道陣も大幅に減ってしまったのですが、そのことを寂しく思う方がたくさんいらっしゃいました。

「私たちのことを忘れないでほしい。具体的に何かがほしいとか何かしてほしいとかじゃないの。離れていても一緒だよと、実感できるつながりがほしい」

と。そして、

「石田君、私たちが元気になれる歌を作って」

と、リクエストを下さったんです。そこで、地元の皆さんからお聞きした一言一言をつないでつないで、歌にしました。『やっぺす♡石巻』という曲です。やっぺすとは東北の方言で「一緒に“やりましょう”」という意味。その言葉通り、レコーディングでは皆さんにも一緒に歌っていただき、ミュージックビデオにも出演していただきました。とても元気の出る作品に仕上がったと思います。YouTubeに公開していますので、ぜひ一度ご覧ください。

東日本大震災以降も、熊本地震や能登半島地震など、様々な地域を訪れています。被災した方々を忘れずに、思いを寄せ続けること。機会を見つけて、その思いを伝えること。それだけでも大きな支援になると思います。

どうか皆さんの優しさを忘れないでいてください。これからもみんなで、ともに「やっぺす!」また三木市の皆さんと歌でつながれる機会があれば幸いです。



隣保館カレンダー 3月



日 曜	催し・講座など	日 曜	催し・講座など
1 金	人権相談（緑が丘町公民館）13:00～16:00	16 土	
2 土	書を楽しむきらきら教室 13:00～15:00	17 日	
3 日		18 月	
4 月		19 火	経営・職業相談 10:00～スマホ入門講座 13:30～
5 火	経営・職業相談 10:00～	20 水	春分の日
6 水		21 木	人権相談（市役所）13:00～16:00
7 木		22 金	経営・職業相談 10:00～
8 金	経営・職業相談 10:00～	23 土	
9 土		24 日	
10 日		25 月	エアロビクス講座 14:30～15:30
11 月	エアロビクス講座 14:30～15:30	26 火	子ども教室 遠足（舞子方面） 経営・職業相談 10:00～
12 火	隣保館運営委員会 経営・職業相談 10:00～	27 水	
13 水		28 木	手芸サークル 13:30～
14 木	手芸サークル 13:30～ 人権相談（吉川支所）13:00～16:00	29 金	経営・職業相談 10:00～
15 金		30 土	茶道教室 9:00～

2024年フィールドワーク京都を終えて

1月27日（土）、人権推進課・三同教共催のフィールドワークを開催しました。今回は、2022年4月にオープンした宇治市の「ウトロ平和祈念館」と「清水寺周辺の人権史跡」を訪ねました。

最初に訪れたウトロ地区とは、戦前に飛行場建設に携わった在日コリアンの居住地区です。「ウトロ平和祈念館」で、副館長の金秀煥（キムスファン）さんから、ウトロ地区の人々が差別に立ち向かってきた歴史、平和祈念館の設立経緯、祈念館に込められた関係者の思いなどの説明を受けました。



その後、2021年に発生した「ウトロ放火事件」の

生々しい焼け跡の残る地区内を視察しました。

金副館長が、「日本に暮らす全ての人々がつながり、力を合わせることで未来が開ける」と熱く語られたのが印象的でした。「共に生きる」という人権問題の本質的な意味を考えさせられる内容で、参加者にとって有意義な研修になりました。

後半の清水寺周辺での視察では、ガイドボランティアさんから清水坂に暮らした中世の差別された人々の話を聞きました。

清水寺では、寺院設立にゆかりのある平安時代の征夷大將軍、坂上田村麻呂（さかのうえのたむらもろ）と戦ったアイヌの

「北天の雄、阿豆流為・母禮（あてるい・もれ）」の碑の説明などを聞き、新たな知識を得ました。



総合隣保館 使用料改定のお知らせ

令和6年4月1日から貸室の使用料を改定します。新料金は4月1日以降に利用申請された分から適用となります。なお、減免（料金の減額及又は免除）の取扱いに変更はありません。

貸室等名	現行料金 (円/時間)	改定料金 (円/時間)
大会議室兼体育館	400	600
相談室・会議室	200	150
中会議室	200	300
和室	200	200
生活改善室（調理室）	500	600
図書室	150	200
学習室	100	150



人権啓発紙「隣保館だより」3月号

令和6年3月1日発行（毎月1日発行）

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388

FAX 82-8658 E-mail: jinken@city.miki.lg.jp